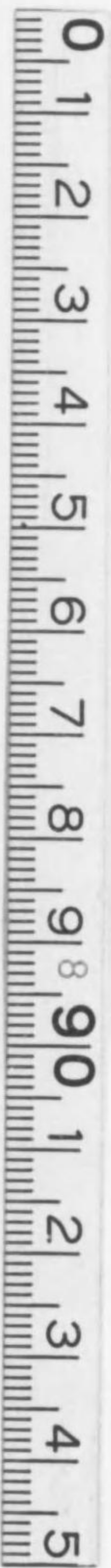


328-1571
1200501386339

328
1571



始



554



先生進講錄





元田先生晚年之肖像



元田先生内省出仕當之初肖像

篤誠奉君有盡無怨忠純慮
國澗然不見寬和宜人慈愛及物
不倚不流毋固毋必守常應變
順理中時世有斯人與尔同歸

明治二十年丁亥三月四日

東塾七十翁自題

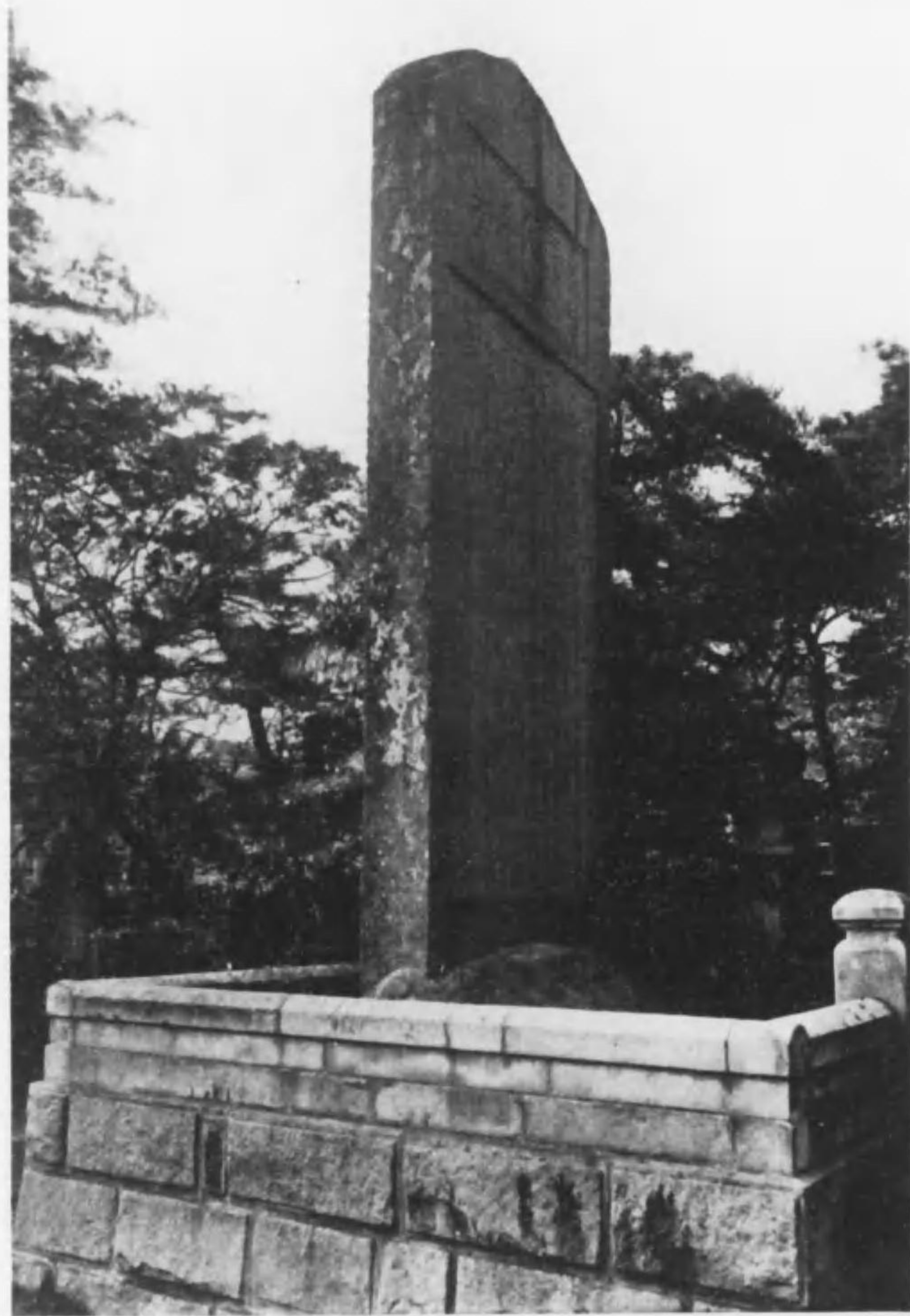


子曰吾十有五而志於學此章ハ孔子自ラ學フ所ノ次第等
 級ニ由ラレテ其心ニ得ル所ノ年月ヲ逐テ進マレタル驗ヲ語
 ンレシタル一章デガサリマスル孔子ノ時ヨリ今日ニ至リマスレハ
 殆ンド二千四百余年ニ相成リマスル孔子ノ學問日新ノ模様想像
 致サレテヤ様ニモ有リタルカト思ハル、一テ之ニ就テ今日吾輩ノ學
 問身ニ行ヒ心ニ得ルノ驗如何ノ願ミマシテ奮發勉勵ニ力
 ヲ盡シマスヘキ處ヲ示サリマスル孔子自ラ名ノリ出シテ吾身
 ノ成リ立チテ揚ケ上ル年少ヨリ是迄ノ事ヲ語ラレマスルニ
 年ノ十五ニシテ初テ斯ノ學問ニ志ヲ興サレシタルト語ラレタ

元田先生進講手稿真蹟

ト申セバ斯道理ヲ求メント欲スル心ノ勇往奮進スルモノ
ヲ指シテ如何ニ念ク之ヲ求メテ欲ハスト申シテモ矢張道
理ト志トハ彼ト是トノ兩ツに別レクモ^{別レクモ}ト云カリマスル筈ニ
此立ワニ至リマスレバ即チ此道理ヲ^踏下ニ踏ミ^看ケマシテ
已レトシ道理ト兩ナラヌ地位ニ至リマシタルトテ云カリマスル是
モ孔子ノ大聖固ヨリ三十ヲ待タズ立ツ所アルハ言フニモ及バヌ
コトナレバ^自ラ其身ノ經驗ヲ語ラマスレハ十五年ノ工
夫ヲ以テ初テ此年然タル意味ヲ覺エラレタルトテ此立
ワニ至レバ所謂富貴モ淫スルト能ハズ貧賤モ移スルト能ハズ
威武モ屈スルト能ハズト云位ニテ吾此一身道理ニ^定住シテ

学者ノ志アトド、云フニテハ云フマセス一度斯学ニ志シテハ
念々茲ニ在リ^{須臾}モ^{間断}ナキ味ニテ譬ハ^鹿ヲ^逐フ
獵師ノ山ヲ見ズシテ見當ノ鹿ヲ獲ガレバ置カガレ^{如ク}ニ到
底聖人ノ徳ヲ得ガレバ^斃テ止マズト申ス程ニ^深場^精入^リ
心持ノ^一ヲ^テホリマスル其証據ヲ擧ゲマスレバ孔子ノ自言ニ^憤ヲ^發
シテ食ヲ忘ル^ハナド或ハ^学シテ^厭ハズト^總テ念々斯学ニ進
テ止マサルノ^實証論^考ノ中ニ^モ處々^ニ見^エマスルトテ此處ノ志ト
云意味^ニ合^フ致^スサレマスルトテ云カリマスル
三十而立此處ニ至リマスレバ志ス所ノ者確乎トシテ立ツ所
アルニ至リマシテ志ト云モノモ用ヒカガレ^テ云カリマスル但志



元田先生頌德碑

(別掲富德氏撰參照)

〔大正八年三月東京青山先生
〔行舉を式幕除し設建に内城塋〕〕

クルニテゴガリマヌル^抑斯学ト申ス^抑漢土ノ古小学^抑大学ト学
 ノ課目ヲ分チマシテ人ハ歳ヨリ小学ニ入テ洒掃應對禮樂
 射御書教ノ藝ヲ習ヒ十五歳ニテ^抑大学ニ入テ^抑窮理^抑
 脩身^抑改體^抑經濟ノ道ヲ学ビマヌル^抑規則テゴガリマヌル^抑故ニ
 孔子モ其規則ニ效ハレマシテ十五歳ヨリ^抑斯窮理脩身
 ノ学ニ志ヲ興^抑カレマシタル^抑テゴガリマヌル^抑併孔子ノ大聖ニテ天
 資人ニ絶^抑レシ^抑レハ何ゾ十五歳ヲ待^抑タズ其志ヤ既ニ^抑斯学ニ向
 ヒタルニ相違モナヒ^抑テゴガリマヌル^抑其確然ト自身ニ^抑覺エ^抑ハシ^抑ノ
 アルハ十五ノ時ヨリ^抑ノ^抑ニテ^抑此時ニ至リ^抑マシテ^抑ハ^抑最早^抑断然^抑トシテ
 自ラ^抑聖人ニ志ヲ立^抑ラレタルニテ^抑ゴガリマヌル^抑夫故ニ^抑此志ト云ハ^抑通例

228-157/1

東野元田先生頌德碑

維新中興の風雲に際會し旋乾轉坤の宏謨を翊贊したる豪傑の士尠しとせず然も帝者の師と爲り宮廷に出入する廿有餘年百揆の根元たる君徳を大成するに勗め明治の御代をして烈を神武の鴻業に媲へ功を大化の隆運に駕せしめたるもの固に 聖明天縱に由ると雖も抑亦た先生の啓沃輔導興りて最も多きに居るものと謂はざるを得ず

先生諱は永孚、東野と號す文政元年十月一日を以て肥後熊本に生る天資醇良夙に忠孝の家訓を奉じ尊王經世の志を立て長岡是容、横井小楠、下津休也、荻昌國等と交遊切磋し誠意正心修身齊家治國平天下の學に於て頗る得る所あり然も斯道懐に在る三十年未だ施用するに至らず空しく遲暮の歎あるを免れざりし也

然るに天運循環明良遭遇の機茲に臻り明治四年先生五十四歳にして宮内省に出仕し 明治天皇及び 昭憲皇太后に咫尺するや一朝にして 兩陛下の親寵を得侍讀と爲り侍講と爲り樞密顧問官と爲り明治二十四年七十四歳にして易簣するに至る迄 至尊の信賴日に月に其の優渥を累ね炯眼なる當路の宰臣は皆先生を以て九重深處の唯一顧問視するに至れり然も先生の盛名天下に嘖々たらざる所以は密勿獻替闡然深藏専ら其の冥忠を捧げて宸謨を對

揚したるを以て也

先生の學に於ける蕩々乎として門戸の見を超脱す其の宇宙を籠蓋し古今を陶鑄し虞夏商周の粹を抜き英米獨佛の精を攪り綜合大觀悉く學て之を我が皇道に融會せざるはなく克く大體に通じ克く時務を察し廣大にしては天人合一の道に彌り精微にしては至誠不息の理に歸す眞に是れ帝者の學也而して先生風丰堂々資稟忠篤、色温にして氣清く、貌莊にして辭華、舉止安詳にして恭敬、心地光明にして誠悃、天苑も帝者の師表として先生を生じたるが如し然も寵任愈々隆にして謙德愈々加はり暗處尤も力を著け微事必らず意を致し縝密謹慎以て純臣の節を竭せり曾て先生と同僚たりし伯爵副島種臣先生を以て明治第一の功臣と稱したるもの是れ私言にあらざり洵に識者の公論也先生終焉に瀕するの報、宸聽に達するや輔弼者を經由するに違あらず、至尊親しく口宣して男爵を授け給ひたるが如き亦以て平昔君臣水魚契合の一斑を卜するに足らむ、先生薨じてより茲に二十有五年頃者故舊門人胥謀り先生の頌德碑を其の墓畔に建てんとし文を予に徵す予幼にして亦幸に贊を門下に執る安んぞ不文を以て之を辭することを得んや因て略々先生の身を君國に殫したる出處の大綱を記し以て後人をして矜式する所あらしむと云ふ

大正六年九月朔

徳富猪一郎 拜撰

過日滿洲國總理鄭孝胥君と面話の節に、予は明治天皇と元田先生との君臣魚水の關係を語り、如何に元田先生が啓沃輔弼の誠を效されたるかを詳にし、更に「元田先生進講録」一書を贈つて、これを滿洲國皇帝に薦められんことを囑んだ。

「元田先生進講録」は、明治四十三年刊行し、大正九年に至り、更にこれを増補して縮冊版となし、更に昭和三年に至つて復興版として出し、以つて今日に至つた。本書出版の當時に際しては、天下に元田先生の名を説く者寥々であつたが、昭和五年教育勅語四十年の祝節に際し、初めて元田先生が明治天皇の御盛徳を完成し奉りたることに就き、世間の認むる所となり、此に於て世の元田先生を説くもの漸く多きを

加ふるに至つた。先生からして見れば、世間より認めらるゝも、世間より認められざるも、固より齒牙に掛くる所でなく、先生の精神は、一片丹心明主識。數莖白髮故人憐。の句に盡きてゐるであらうと思ふ。

比る世間の需用は、更らに本書の普及版を要求するに至つた。予は元田先生の爲めに欣ぶばかりでなく、横井小楠、元田東野兩先生の志が、漸く天下に行はれんとするを欣ぶ。仍つて此に改めて元田先生の『聖諭記』と、予が曾て草したる『教育勅語四十年』の一文を加へ、これを刊行することゝした。『教育勅語四十年』の一文は、元田先生が如何に此の勅語に、重大なる關係を有つてゐるかの事情を、明示するものがあるが爲めだ。

聖諭記

明治十九年丙戌十一月五日

元田永孚謹記

十一月五日午前十時例ニ依リ參内、既ニシテ 皇上出御直ニ臣ヲ召ス。 臣進デ 御前ニ侍ス。 皇上親諭シテ曰ク、

朕過日大學ニ臨ス。^{二十九日}設クル所ノ學科ヲ巡視スルニ、理科・化(學)科・植物科・醫科・法科等ハ益々其進歩ヲ見ル可シト雖モ、主本トスル修身ノ學科ニ於テハ曾テ見ル所無シ和漢ノ學科ハ修身ヲ專ラトシ、古典講習科アリト聞クト雖ドモ、如何ナル所ニ設ケアルヤ過日觀ルコト

無シ抑、大學ハ日本教育高等ノ人材ヲ成就スベキ所ナリ。然ルニ今ノ學科ニシテ政治治要ノ道ヲ講習シ得ベキ人材ヲ求メント欲スルモ決シテ得ベカラズ。假令、理化醫科等ノ卒業ニテ其人物ヲ成シタリトモ、入テ相トナル可キ者ニ非ズ。當世復古ノ功臣内閣ニ入テ政ヲ執ルト雖ドモ、永久ヲ保スベカラズ。之ヲ繼グノ相材ヲ育成セザル可カラズ。然ルニ、今大學ノ教科和漢修身ノ科有ルヤ無キヤモ知ラズ、國學漢儒固陋ナル者アリト雖ドモ、其固陋ナルハ其人ノ過チナリ。其道ノ本體ニ於テハ固ヨリ之ヲ皇張セザル可カラズ。故ニ 朕今、德大寺侍從長ニ命ジテ渡邊總長ニ問ハシメント欲ス。渡邊亦如何ナル考慮ナルヤ。森文部大臣ハ師範學校ノ改正ヨ

リシテ三年ヲ待テ地方ノ教育ヲ改良シ、大ニ面目ヲ改メント云ツテ自ラ信ズルト雖ドモ、中學ハ稍改マルモ、大學今見ル所ノ如クナレバ、此中ヨリ眞成ノ人物ヲ育成スルハ決シテ得難キナリ。汝見ル所如何。

臣謹テ對テ曰ク、

陛下ノ言此ニ至ル、皇國生民ノ幸ナリ。臣曩ニ命ヲ奉ジテ德大寺ト共ニ大學ヲ巡視シ、^{十八日}竊ニ感覺スル所アリ。德大寺先ニ既ニ反命スルヲ以テ臣未ダ敢テ陳セズ。謂ラク臣敢テ言ハズト雖ドモ、陛下一タビ臨御セバ必ズ 叡心ニ覺ル所アラント。今 宸勅ヲ奉ズルニ、果シテ臣ガ見ル所ノ如シ。臣嘗テ大學々科ノ設ケヲ聞クニ修身ノ學科ナシ。和漢ノ學ハ文學科ニ和漢文アリト雖ドモ、僅カニ和漢ノ文章ヲ作

ルノミ。哲學科ニ東洋哲學アリト雖ドモ、是亦僅カニ經書聖賢ノ話ヲ述ルノミ。加之、僅カノ時限ヲ以テ勿々ニ經過スレバ、和漢修身ノ學モ僅カニ名ノミニシテ、其勢將ニ廢棄セラレントス。其教科ニアル教官ハ物集高見、島田重禮等僅々タル一二員ニシテ、其餘ハ皆洋學專修ノ徒、而シテ此人々タルヤ大抵明治五年以來ノ教育ニ成立シタル者ニシテ、西洋ノ外面ヲ摹仿シ、曾テ國體君臣ノ大義、仁義道德ノ要ヲ聞知セザル者共ナリ。彼ノ某等ノ著書ヲ一見シテモ、其放言スル所ニ依テ其思想ノ赴ク所ヲ概見スベシ。此等ノ腦髓ヲ以テ生徒ヲ教導セバ、後來ノ害實ニ恐ル可キナリ。今ニシテ此ヲ停止セザレバ、復挽回スベカラズ。今、陛下ノ眞衷ヨリ發シ、徳大寺ヲ遣ハサレ、渡邊總長ニ詰問賜ハラバ、皇道ノ興張果シテ此ヨリ生ルベキ也。臣誠恐深ク、陛下ノ此言ニ感仰欽敬

ス。臣敢テ一身ヲ願ミズ、唯陛下ノ命ズル所、森大臣、渡邊總長ニ向テ問難スル所アラントス。然ドモ、臣竊ニ自ラ量ルニ、臣ガ漢學者流ニシテ、陛下ノ左右ニアルハ、衆目ノ視ル所ナリ。故ニ臣ガ言ヲ出サバ、陛下眞衷ノ勅語モ、故ハ臣ガ上言シテ作爲スル所ト疑ヲ容レンモ知ルベカラズ。是臣ガ謹ンデ敢テ自ラ任ゼザル所ナリ。抑、教育ノ重大ナル、夙ニ陛下ノ深ク慮ル所、幼學綱要ノ欽定アリシヨリ漸クニシテ米國教育ノ流弊ヲ救正シ、世上再タビ忠君愛國ノ主義ニ赴キ、仁義道德ヲ唱フル者アルニ至リシモ、去去年ヨリ又復洋風ニ傾キ、昨今ニ至テハ專ラ洋學ト變ジ、和漢ノ學ハ將ニ廢絶ニ至ラントスルノ勢、有志ノ士、皆大ニ憂慮スル所ナリ。但國學漢學ノ固陋ナルハ、從來教育ノ宜キヲ得ザルニ因ル。其忠孝道德ノ主本ニ於テハ和漢ノ固有ナリ。今、西洋教育ノ方

法ニ由テ其課程ヲ設ケ、東洋哲學中ニ道德ノ精微ヲ窮ルニ至ルノ學科ヲ置キ、忠孝廉恥ノ近キヨリ進ンデ、經國安民ノ遠大ヲ知得スルコトヲ務メタランコト、眞ノ日本帝國ノ大學ト稱スベキナリ。今ノ設ケノ如クシテハ、聖諭ノ如ク、名醫ハ多人數成就スルモ政事ハ執ルコトハナルマジク、法學ニテ君德ノ補佐モ充分ナラズ、理科植物・工科等ニテ其藝ニ達シタリトモ、君臣ノ道モ國體ノ重キモ腦髓ニ之無キ人物日本國中ニ充滿シテモ、此ヲ以テ日本帝國大學ノ教育トハ云ベカラザルナリ。自今以往、聖諭ニ因テ和漢修身ノ學科ヲ更張センニハ、其道ニ志アル物集・島田等ノ如キ、聊カモ國學ニ僻セズ、漢學ニ泥マズ、西洋ノ方法ニ因テ教科ヲ設ケ、時世ニ適應シテ忠孝道德ノ進步ヲ生徒ニ教導センコト何ノ難キコトアラン。其風氣ノ及ブ所、必ズ國學漢學者中ニ奮發

シテ國用ニ供スル者出デ來ルベキ也。當世ノ風潮ハ面々各々其辯ヲ振ヒ、其腕ヲ伸バシ、唯進ンデ取ルコトヲ要スルノ時ニ際シテハ、自分一步モ退クベカラズ。素ヨリ彼等ニ抵抗スルニモ及バズ、唯地步ヲ占メテ進ム時ハ一步モ抜カサズ、吾道德仁義ヲ進入セシムルヲ以テ當世ノ著眼トナスベキナリ。是臣ガ平生ノ見ル所、深ク、陛下ノ勅諭ヲ敬承賛美シ、速ニ德大寺ニ命ゼラレ渡邊總長ニ下問アランコトヲ希フ所ナリ。更ニ宜シク伊藤大臣・吉井次官等ニモ、聖意ノ在ル所ヲ御示諭アランコトヲ欲ス。

右謹ンデ上言スル處、聖顔喜色麗シク、更ニ又反復懇諭アリ、一時間餘ニシテ退ク。

謹んで按ずるに『聖諭記』は明治十九年十一月五日、先生が明治天皇に謁見し、天皇の親諭を拜し、それに奉答したる顛末を、退朝の後、直に謹寫したるものにして、一言一句苟もせず、正しく聖主と忠誠なる老臣との問答を、その儘描き出したるものである。これを一讀するに、(第一)如何に明治天皇が帝國大學の國家有用の人材を養成することに、惓々宸慮を傾け給ひ、然も當時その人材養育の大根本が閑却せられてゐることに就き、宸襟を惱まし給うたかゞ拜察するに餘りある。(第二)元田先生が如何に明治天皇の御信任の深厚であつたこと。(第三)元田先生がこの深厚なる御信任に對して、滿腔の誠意を以つて獻替の忠を效したること。(第四)元田先生の見識が如何に中正穩健にして、よく中庸の道を得たるこ

とを知るに餘りありと信ずる。

然もこの『聖諭記』は、日本高等教育の大綱、大本にして、此の如くにして初めて國家の人材を陶鎔し、百世繼ぐべきの人物を養成することを得べきものと信ずる。

昭和九年四月十一日

蘇 峰 迂 人

明治三十三年晩春、伊藤春畝公と與に、熊本に赴くや、公熊本人士に向て演説して曰く、予が貴地に至りて、先づ告白す可きは、故元田永孚、故井上毅兩君の事であると。或時公予に告げて曰く、往歲屢ば、至尊に咫尺して、獻替する所あり、而して其の聖裁の跡に就て察するに、至尊の背後に、必らず至高顧問あるを推察し、百方物色、果して元田先生乃ち其人なるを知り得たり。爾來先生と互ひに赤心を披瀝し、相ひ提携して、聖明を裨補せんことを勗め、遂ひに死生相ひ渝らなかつた。其の顛末は、他日閑を得て、君の爲めに之を語るであらうと。而して公は其言を踐むに違あらずして、空しく哈拉賓原頭の露と消え失せた。

頃ろ伊藤博邦公の好意によりて、元田先生より春畝公に與へられたる書簡を一覽するを得た。無慮數十通、概ね政局の秘機に關するもの。而して如何に先生が、明治天皇と、其の重臣伊藤博文との中間に在りて、下達上進の役目を勗めたる乎。將た先生が如何に春畝公に對して、切々、僊々の良朋、益友であつたかを、審かにするを得た。

世上唯だ元田先生が有徳の君子であり、内廷の信寵を忝くしたる儒臣であるを知る。然も一身の利害を棄て、君國に奉仕したる忠純、至誠の名臣であるを知るものは少い。若夫れ其の所説概ね公正にして、老實、而して能く活機に接觸し、時務に洞徹するあるを知る者に至りては、殆んど天下に是れ無しと云は

ねばならぬ。然も事實を云へば、元田先生は政治家ならざる政治家であり、策士たらざる策士であり、至高顧問の名なき至高顧問であつた。

されば副島種臣、蒼海伯が、元田先生を以て、明治第一の功臣と稱したるは、單に聖徳啓沃の上からのみでなく、大政運用の嘉謀、良猷に參畫したる上からも、亦た然く云ふ可きものであらうと信ぜらるゝ。善く言ふもの未だ必らずしも善く行はずとは、一般に承認せられたる警句であるが、我が元田先生に至りては、全く言行一致してゐる。但だ其の行うたる所は、闇然深藏して、之を他に吹聴しなかつたまでゝある。而して此れが先生の先生たる所以、『忠純慮國、闇然不見』と自ら稱したる所以

であらう。

『元田先生進講録』は、明治四十三年の歳首、即ち明治天皇の末期に刊行した。大正天皇の御宇に至りて、再刊し、且つ之を増補し、縮冊として別に之を刊行した。今や江湖の此書を要むる者、甚だ多し。此に於て我が 今上天皇即位大禮の時節に於て、更らに之を新らたに刊行するととなしぬ。惟ふに一人慶あり、兆民之に頼る。此書を此の機會に出すは、是れ一に我が元田先生の志を成す所以と信ずる。

昭和三年十一月初一

東京大森山王草堂に於て

蘇峰 六十六 叟

十一月六日、萬民驩呼の中に、鳳車東京を發し、京都に向はせられたる當日、國民新聞編輯局に於て、一校した。

蘇峰 又記

元田先生進講録



蘇峰生

東野先生と
梧陰先生

明治三十三年の春、伊藤公は熊本縣會議事堂に於て、重なる熊
本人士に向て演説の劈頭に於て、特に元田東野、井上梧陰兩先
生追慕の意を表せられた。而して此の兩先生が、實に維新以來
最も記憶すべき熊本出身の人であると云はれた。梧陰先生の
明治昭代の制度、典章に就て、貢獻せられたる甚大なる功業は、

今更ら云ふまでもなし。但だ東野先生に至りては、其力を致されたる所、冥々の裡にあつて、爲めに赫々の名なく、今日に於ては其の名さへ記憶する者多からず。偶ま記憶する人あるも、唯だ一通りの篤學篤行の老儒としてのみに止まり、未だ先生の君に事へ身を致したる、大本領を知る者が少ない。予は嘗て伊藤公に向て、先生の事を尋ねた。公の言はるゝには、予と元田翁とは、明治十七年以來、二十四年其の薨去に至るまで、何呉れとなく親密に交際もし、相談もした。今予の手許には、往復の書簡も少なからずある。何れ緩くりと物語りをせようと云はれたのが、本年の夏、公の最終の渡韓をせらるゝ前であつた。其後終に機會を得ず、今や伊藤公に就て、先生の事を聞かんと欲するも、幽明懸隔、是非もなき次第である。唯だ頼ひに予は、熊本出身

の後進として、聊か曾て先生の生平を知る可き、緣故を有して居た。且つ先生の晩年、其の自ら記述せられたる『還曆之記』『古稀之記』の抄本を、一覽するの便宜を得たから、其れに依つて其の約略を語ることが出来やうと思ふ。

二

先づ第一に、先生一生の事歴を心得置く必要がある。幸ひ其の遺族の手に依て成れる略傳があるから、今之れを左に掲ぐる。

略傳

元田永孚字は子中東野と號す。茶陽東臯猿岳樵翁は皆其の別號なり。文政元年十月一日肥後國熊本城下に生る幼にし

五百五十石
の士族

結 四
て家庭の教訓を受く十一歳時習館に入り十五歳經史の大
義を講じ修身治國の道を求めて有用の學に志す二十歳時
習館居寮の命を受け横井小楠先生と相識り萩麗門道家之
山と相交る後長岡監物に就き大に道義を講習す安政五年
二月家督を命ぜられ五百五十石を受く六年十一月使番と
爲る文久二年十一月京都留守居を命ぜらる翌年中小姓番
頭に轉じ七百石の祿を受く後留守大組附と爲り更に高瀬
町奉行に任ぜらる明治元年用人兼奉行に轉じ又中小姓頭
と爲る二年城東大江村に移居し五樂園を開きて恬退時を
待つ門に入り道を聞く者多し未だ幾ならずして藩侯の侍
讀と爲り教授に轉じ翌年東京に出て宣教使に充てられ參
事を兼ね四年五月三十日初めて朝命を拜し宮内省出仕と

十一年論語
を進講し、
獨對を命ぜ
らる

爲り専ら侍讀を務む八年一月四等待講に任じ七月三等待
講に任ぜられ尋いで二等待補と爲る十一年特旨を奉じて
論語を進講し獨對を命ぜらる六月皇后宮大夫兼二等待講
に任ぜられ兼二等待補故の如し十二年の夏親諭を奉じて
幼學綱要を編纂し二年を経て成り之を上る十四年五月一
等待講に任ぜられ皇后宮御用掛を命ぜらる十五年六月勳
三等に叙し旭日中綬章を授けらる十九年二月宮中顧問官
に任ぜられ二十一年五月十日樞密顧問官に任ぜられ勳二
等に叙し旭日重光章を授けらる十月正三位に叙せらる二
十四年一月上旬病に罹る病革るに及び特旨を以て從二位
に叙し華族に列し男爵を賜はる二十二日遂に薨ず年七十
四青山の塋域に葬る

三

順境

是れに依つて見れば、第一、先生が順境に成人せられたと云ふことが分かる。家は五百五十石の士籍であり、家庭も立派であるし、友人も立派である。又た仕途も何等の蹉跌なく、如何にも萬事が順境であつたと云ひ得らるゝのである。當時先生の境遇は、左に掲ぐる家居自題の一詩によりても、想像が出来る。

壺川南畔一微士。俸祿不貧足素封。家有餘財常蓄馬。庭無厭狹多栽松。稚兒六歲能知字。老祖七旬尙忘筇。親健身安復何慮。此中事々總逍遙。

順性

此の順境が先生の順性を陶冶したのであるか、又た其の順性

後半大いに振ふ

が順境を作つたのであるか、何れにしても、其の先輩たり、親友たる横井小楠などの境遇に比ぶれば、天地雲泥の差がある。併し先生の最も振うたるは、後半期である。若し前半期のみならば、先生は唯一個の道學先生として、僅かに儒林傳の一頁を充たしたに過ぎまい。但だ後半期あるが爲めに、茲に特筆すべき一個の元田先生は聳え出たのである。先生の前半期の境遇は、其の嘉永三年に作りたる『懷昔行』と云ふ長篇に依つて、其の一斑が窺はれるのである。

懷昔行

懷昔吾年二十時。備員泮宮志有爲。藩內俊英多在此。論經談史爭驅馳。就中黃狄一二子。最後逸吾與之交如膠漆。黃子恢廓志氣高。欲跨蒼海乘鯨鼈。狄子是脚履地士。經綸才自蘊胸裡。道義

起眞龍乘雲
雨

忠信互相許。管鮑蕭曹竊比擬。津公長者汎愛才。善開誠心置人懷。吾因二子與公親。傾情傾意日追陪。米卿宿德時在位。兼將道學引士類。上欲以堯舜其君。下欲以財成至治。此時豈以謗劣辭。感激直欲以身致。東踰豐山訪耆英。西超火海問政聲。幕府新政拭目待。水藩士風側耳驚。天下一時盛運會。坐看治化不日成。嗚呼風雲感會自古少。雲散龍蟄天地宵。明々不復向人說。屋漏慷慨志空抱。欲作孤鶴鳴九臯。寧傲冥鴻搏雲杳。方寸心腸不可灰。五尺短身豈空老。天意何時無回遷。陽氣一發石可穿。安起眞龍乘雲雨。鼓動風雷轟九天。

此中に黄狄二子とあるは、横井小楠先生、萩麗門先生である。津公とあるは下津休也翁、米卿とあるは米田是容、即ち米田男爵の父君である。是等は先生が二十前後の時に於て、提携、切磋、誘

不思議の豫
言

掖、警醒を共にしたる師友である。但だ此際意外なるは、結尾の二句である。是れは確かに先生が、後半期の境遇を、不思議にも自ら豫言したものと云ふことが出来る。

四

先生が如何にして 天皇陛下 皇后陛下の殆んど人臣として他に比類なき御信賴を辱くするに至りたる乎は、吾等が自ら想像するまでもなく、先生の自ら記述したる所に依つて、之れを知ることが出来る。

余家世忠孝仁義の訓に由り順良忠愛の天性を養成し夙に尊 王經世の志あり然れとも己れの分を超え位を出て、

尊王經世の
志

競進強爲の事を喜はず維新の初薩長諸藩の豪傑勢に乗して事を成し我藩の横井先生既に朝政に參與し其他出身の人鮮なからざるを見自ら力を量り才を顧みて出て仕ふることを願はず恬退節を守れり藩命を以て東京に上り藩知事公を輔佐して世務に關涉し天朝に盡す所有らんと欲するも敢て自ら進んで時輩の列に競はざるなり余是年五十四歳休也翁は病衰多く幕に在りて小楠先生は已に逝けり當路の諸豪を顧みるに西郷大久保皆四十三四の年齒にして木戸板垣等多くは是同年齡の人は等皆同年同徳の人にして早く已に朝廷に列して其地位を占む余豈敢て此間に追従して聲譽を求めんや必や米田安場大田黒の諸子年齒才力諸豪と相馳逐すへし故に藩事に依て多方應

復は皆米田等三人の擔當盡力する所に委任して余は肯て外交に與からず藩知事公建言書を上られしより以後は朝命を待つ所ありて藩事施設する所少く余か謀議に預からざるも知事公の用を闕くに至らざるを慮り將に西歸せんとするの志を起せり

(中略)

一日米田安場と國事を休也翁の邸に談す語次安場翁に告て曰近頃一佳事あり喜ふに堪へたり昨大久保大藏卿に至る卿問て曰朝廷侍讀人を闕く此時中詔了職となれり其人は無き乎と予心に之を幸とし因て答ふるに元田先生を以て予曰く予が同社にして知事の侍讀學は乃程朱學なり卿の日程朱學にして最善しと其成否は未だ知らずと雖とも豈喜ふへ

きの事ならずやと翁聞て大に喜ふ余傍より之を聞き大に驚て安場を責て曰君何そ余を辱かしむるや余淺學固陋にして且老たり諸子の扶助に因て纔に當世に勤勉するも豈敢て
 新朝廷に出て孤立以て
 至尊の侍讀を汚さんや願くは速に前言を消却して後日の悔を遺すこと勿らんことを安場と翁と皆肯んせすして曰是一時の間に答へたるのみ未た其成否をも知らざるに之を消却せんと云も不可なり君請ふ命に任せて強ひて言ふこと勿れと余已むことを得ずして止む他日安場又來て曰昨知事公と大久保卿に至る卿知事公に先生の人と爲りを問ふ知事公の曰其職に適すると否さるとは敢て知らず其人物に至ては保證する所なりと先生既に知事公の保證を受く復た辭を言ふこ

元田の學問
 德行と西郷
 の膽力

三條公

と勿れ余聞て益々畏れ米田に就て西歸を乞ふの意を陳す休也翁之を聞て曰く元田の學問德行にして西郷の膽力を有したらは天下に一人ならん惜哉と余か陳する所を聽かず米田來て之を言ふ余も亦強て進退することを欲せず是より復た辭受の念慮を抛棄せり五月廿五日藩知事公津輕知事公に從て米田安場等と共に三條大臣の招待に赴く大臣款待饗應坐酣なる時余に揮毫を索む余敢て辭せず舊作の讀典の詩を大書して曰臣愛君々亦愛臣性情相契出經綸滿廷無復不平事二十二人如一人大臣之を賞す蓋堯舜の君臣を以て竊に當世に望むなり之を三條大臣に知を受くるの始とす其月 召命あり始て 朝に出つ宮内省出仕の命を拜す直に宮内省に出て萬里小路宮内卿に拜命を告ぐ即

日 天顔拜謁を賜ふの旨あり乃衣冠を著し膝行して進み稽首して 龍顔を三間の外に拜し復膝行して退く之を 皇上に親近するの始とし心中唯敬畏喜悅交々集り感激して已むこと能はさる而已畢て徳大寺大納言に面會して侍讀専務の旨を傳へられ奏任官相當の待遇を受く余初めより謙退敢て此任に當らずと雖とも 大命既に降る復辭することを欲せず乃決然として之を奉す退て藩知事公及老公に拜命の事を告げ米田安場等皆賀悅を云是日休也翁は約ありて平清の舖店に在るを以て往て 奉命の事を告げ且決意盡忠の衷を報す翁大に悦へり六月四日進講の例日に依り始て經筵に侍し論語公冶長首章を 先侍讀の後を承繼せしなり 御前に進講す章旨文義講説し畢り因て陳説して曰聖人の

始て經筵に侍し論語を講す

人を察し才を撰ふ公平正大世の毀譽する所に拘せず必其中心を得誠に人君人を察し才を撰ふの規範と爲すへきなり凡人君の道は任用賢を得るより大なるは莫くして人君の徳は聰明人を知るより先きなるは莫し今人君天下の人を視る聖人の公冶長南容に於けるか如くなる時は官に棄才無く野に遺賢無く天下悦服せさること莫けん抑人君天資の聰明學ふに頼るに非さるか如しと雖とも苟も智を恃んで自ら用ゆる時は其知る所狭小にして必過不及の謬りあるを免れず是を以て聖帝明王は必好んで聖人を師とし其則りを取る上代 應神天皇の王仁を師とせられ論語を講し給ふか如き和漢其例少なからず今日盛世に當り復此論語を講せられ聖人の模範を取らせ玉へるは眞に

祖宗の遺訓を御繼述の美事にして臣欽仰に堪へざるなり云々説き畢て少しく退て傍坐す萬里小路宮内卿及侍從勘解由小路資生其他の侍從皆侍坐して質問あり余之に答へて疑義を辯解し而して後御前を退て茶菓を賜ふて退出す嗚呼此日何の日そや明治四年辛未六月四日なり余二十歳にして長岡温良師横井先生下津大人荻子と共に程朱の學を講して聖人の道を信し道德經世此の實學にありと自ら任して疑はさりしも藩俗の忌嫉する所となり世に否塞すること殆んと三十年茲に至て始て天廷に坐し天顔に咫尺して此學を講し親しく天聽に達することを得たり何の慶幸か之に過きんや是然しなから父祖家訓の餘慶と温良師諸先生の教誨及藩知事公休也翁

三十年の志
望一朝にし
て達す

安場米田補助の力とに非ざるは莫し退省而後直に淺草内田九一に往て眞影を寫さしめ蘇峰云本書卷頭掲くる衣冠の眞影即是也係るに三絶句を以てし故郷に贈り又今戸太夫人君に上呈せり後此寫眞太夫人君より皇后陛下の御覽に供せられたるに皇后陛下師匠の寫眞なる故に之を得たしとの旨にて太夫人君より献上せられ皇后陛下も亦余に此旨を御直命ありたるなり其詩に云

一部經書一片心。蹉跎五十四光陰。即今翻坐青天上。只恥白頭難耐簪。

學脉連綿傳至今。區々費盡卅年心。君王新假光輝得。泗水春波依舊深。

老矣身知倦飛鳥。欲行猶戀舊巢林。九重縱使雲霄迥。一飯爭

志反哺心。

乃ち斯くの如くにして、三十年來の宿志は、自ら求めずして達せらるゝ端緒に就いたのである。横井小楠先生が嘗て先生の獨樂吟稿に題して、

任君大道著
先鞭

論心論世又論天。發得神機三十篇。東走西馳吾老矣。任君大道著先鞭。

と期待せられたることも、今や愈よ事實に近づき來つたのである。

五

天成の宮臣

先生は生れながらにして、殆んど理想的宮臣の資格を具へて

先生の人品

居る。其の風采は堂々の裡に和粹を含み、其の舉動は安詳にして、恭敬を寓す。色温にして氣清く、貌敦くして辭摯に、動容周旋一として規矩に當らざるはなく。然かも其れが渾厚雍容、自然に出で、少しも人をして壓迫やら窮屈を感じしむることは無かつた。若し瀟洒磊落に於て欠くる所ありとするも、眞愛篤誠は之を補うて餘りある。若し豪邁有爲に於て足らざる所ありとするも、忠懇寛和は之を充たして多きを剩した。加ふるに心地光明、情理兼ね備はり、何人も一見信賴することを禁する能はざらしめたのである。矧んや又た三十年來、專心一意君を堯舜に致すの學問を爲し來つたるものなれば、適才は全く適處に置かれ、遂に 天皇陛下第一の親信の臣と爲られたるも、當然の次第である。

當時、先生は五十四歳、天皇陛下は聖算二十歳に座まして、年齢よりすれば非常の相違あるに拘らず、遂に君臣魚水の端緒は、作爲を俟たずして啓かれたのである。

六

吾等是如何なる目的を以て、且つ如何なる方法を以て、先生が君徳輔導の任に當られたるかを説くまでもなく、今茲に明治六年九月附を以て、先生が岩倉公に上書せられたる一文を、掲ぐるであらう。

岩倉右大臣へ上書

君徳輔導之要

天下を治むる者は先づ大本を立つ

方今際於宇内列國盛大雄強之日、我皇國以蕞爾一島國、與萬國對峙、未嘗受侮者、其故何也、豈政理之相對乎、人智之相比乎、學藝之侔乎、抑亦兵力之相敵乎、皆未、然也、然則豈非以其神胤一系萬古不易、超越於宇内之故耶、是正臣子之感仰服事、不、是違、平素喜泣悅躍、不可頃刻忘焉者也、雖然天下所賴以維持者、不在形而在于實、不在末而在于本、故人君之德萬一不及古、則環而觀者幾千萬、其智識之日新事業之月盛、蔑視於我、何憚不爲哉、是其臣子之所感、悅喜重者、亦豈可不悚然自戒懼、思、務哉、古之治天下者、必先立大本、大本者何也、人君之心是也、何以爲人君之心、聰明仁愛、知人愛民是也、今人君之聰明未廣、仁愛未周、而當天下之政者、徒欲脩邊幅、顯事功、其形雖美、其跡雖可驚、天下人心之所向、不在此而在于彼、人君之心一立、則措

置雖未廣、法制雖未備、所感於天下人心、眞實透徹、其事業之成、不待政令、民之赴之、有如水之就卑者矣、故臣子之職、所務之要、莫急於立人君之心也、雖然、人君天資之不一、不得悉如古先聖王、故冀其心之立、莫急於輔導得其人也、夫人習一技藝、必擇第一等之師、而後纔可得第二等之技、若師第二第三等之技、則不能升於第四第五等之上、是自然之理也、今立人君之心、天下之大技倆也、豈第二第三等人之所可能爲也耶、須擇天下第一等之人、有水魚腹心之親、而後得薰陶啓沃之益也、然第一等之人、不可容易得、僅有其人、卽專任太政而不及茲、故舉二等三等之人、而充宮內左右贊補之職、是以太政大臣左右大臣雖有輔臣之名、然其實則奏事稟勅止於常例、而無啓沃匡弼之親睦、宮臣無預天下之事務、而所贊則內廷之細事耳、夫如此而望人君之

開聰明發仁愛、是亦不難事乎、且古今之弊、莫大於宮府不一體焉、大臣之所以不得親任職、是之由、豈可不急改之哉、抑天子之職、代天保兆民、統理萬機、大臣之職、代天子撫育人民、輔相萬機、其體則雖君臣殊分、其用則天叙天秩歸于同亮、天工也、宮臣則保護翼贊天子之心體之職任、而輔臣之一部分也、故輔導之任者、太政大臣左右大臣之專務、而不宜獨責宮臣也、且當世第一等之人才、亦悉萃於三職、由是三職之人、宜專任輔導之責也、今也太政大臣左右大臣及參議兩三名、輪日侍于帝室、天子之動容周旋、親觀察焉、宮中之大事、皆與聞焉、時々在玉坐之側、講論君臣之心術、政理之得失、或談古今治亂成敗之蹤、或侍講筵、質問經史之疑義、或陪練兵場、講兵略武技之優劣、或連於內宮之燕席、或交宮中侍臣之閑話、或君臣同車、顧于諸大臣之家園、

忠誠篤厚溫
和正直

或遊幸於市街村落之間，天子者寢食之間，憂不見輔臣，輔臣者頃刻之際，恐離帝側，皆共有從容厭飫之樂，而無鄭重格式之形迹，有薰陶涵泳之益，而無切直諫爭之行，聖智之進，聖德之躋，皆在此中，而非外人所可測知，何必賴一二宮臣而計較聖德之進否哉？雖然，內廷之裨補，亦所係重大焉。至輔臣退食之後，則宮臣之所獨知，況閨閣之間，人倫之本，於是失正，則其末之亂，有不可測者，故內廷之輔臣，亦不可大不擇焉也。今改正宮中體裁，卿輔侍從長等，專在君側，而裨益君德，擇忠誠篤厚溫正直而有學識思慮之人，專充左右贊補之任，與大臣內外表裏爲一體，官府之間和易浹洽，天子之一言一動，所視所聽，補臣莫不與焉。察聖心之所注，逢迎將順，以擴充其善意，或積誠意以感動聖心，或列忠言以開張天聽，或洒落談論以誘導之，或英發愉快以活發之。

古人の例

或涵泳於講學，或優游於藝事，一息之間，思聖智之發，一瞬之頃，注目於聖德之進，是又非一二人之所能焉。在卿輔數人，一和擔當如何耳。夫官府之間爲一體，內外之輔翼既備，則天皇成德之効，則期以十年，其要在輔臣之精神而已。伊尹耻其君不爲堯舜，如撻于市，終輔太甲，令改過復善，孔明誓其主以鞠躬盡力，斃而後已，終其身不令劉禪至失德，我朝藤原百川輔光仁帝，請立皇太子，立殿前四十餘日，其誠惓遂許立。桓武帝是皆至誠懇到，精神透徹之所致，人臣輔翼其君之大頭腦也。今內外輔臣自任，迺不令此君爲神武，應神之君，則耻之如撻于市之誠意，勸一善救一失，則盡四十日不去之精神，相共一心同力，以鞠躬斃而後已，人々自決而已。今妄語人君之天資，或責其君，或曰不能而自拋者，皆是臣子之大罪，使百川伊尹諸葛見之，豈亦不

嘅嘆也耶、且夫天下之事和則成、不和則敗、是不易之理也、然其所謂和者、非苟合雷同之云、必也心志一定、至誠相感之所致也、今愛君之一念至誠惻怛、而輔君之志一定不拔、則人豈不感動和合焉哉、語曰人衆則勝天、又曰斷而行之鬼神避之、夫一衆心斷而不顧、則其事未必是、然天神不能防之、況盡臣子之誠、一衆力而希望我君之進善、天順之神喜之、豈可無一和感應之理哉、曩時復古之大業、危而能成者、是皆一心不拔、至誠決定、所以爲衆心一致和合者、可以見其天順神喜感應之一徵也、然則大臣至誠盡輔導之精神、則衆心感發和合、各勤其所務、何憂不爲神武、應神之君哉、何恐宇內對峙之實不成哉、

明治六年九月

宮内省五等出仕

元田永孚

七

又た右の上書と前後して、先生の『侍講劄記』なるものを見るに、左の上奏文がある。

侍講奏劄

國史學要侍講初卷既に卒る、臣謹て言す、史を讀む先つ大勢を知らんとを要す、大勢の沿革を知り、而して後小勢の變轉を知らんとを要す、大勢小變を知る、然後政治の得失、君徳の隆否、得て明かに辨すべくして、以て謨範とすべく、以て鑑戒となすへし、是史を讀むの要領なり、臣謹て按するに、神代記は、天孫の由て出る所、以て天人合一の理を見て、

下神を敬し天を欽しむの誠を篤くし、人臣本に報し始めに反るの義を思はんことを要するなり、神武帝より仁徳帝に至り、至徳の化粹美の治極まる、是より以降は、政化又少しく凌替す、故に臣是に於て陛下の覆考反顧、以て前日の講誦を記憶し、希慕祖述の念を垂れんことを乞ふ、抑古代の史は、記事簡略之を讀むに其詳細を知り難し、只意を以て之を迎へ、身其境に在るか如くにして、其情を繹ね、其隱を索むれば、其實際始めて得知るべきなり、今陛下試に之を思へ、夫神武帝の西土に在る、其偏狹局促固に窮まれり、一旦慨然として志を發するや、即ち寰宇を混一にし、都を中土に奠めて、以て四夷を撫せんとす、其規模の宏大なる、之を支那西洋に求むるに、亦稀に見る所なり、陛下の東征蹕を

神武天皇の規模

可美眞手命
道臣命
珍彦

茲土に駐むるに比するに、其難易果して如何そや、天下平定するに及んで、祭政一致、文武岐たす、封建郡縣時の宜きに適して、強制束縛なし、盛徳大業至れりと云へし、然るに其功の成る、一人の能くすへき所に非ず、必ず英傑の輔ありて、其業を賛成する、當時其人に乏しからず、而して其尤著しき者、知らず陛下誰某を以て巨擘となす、臣謹て勅諭を奉するに、可美眞手命、道臣命、珍彦等を以てす、臣謹て按するに、陛下の首として可美眞手命を掲出するは、其武能く王宮を守護するに足て、文亦申食國政大夫となるに堪たるを以てなり、之を今世に照管するに、近衛都督の任を以て、内務卿の務を兼ね、而して太政大臣の位に當るなり、方今斯の如き兼備の大臣を得んとを欲す、是陛下賢を思ふの聖心

を見るへし、是に於て臣又竊に獻することあり、陛下今可美眞手命を得んとを欲せば、西郷前の近衛都督、大久保今の内務卿の如き、此の兩人を併せて之を信し、之を親むに如くはなし、即ち智勇兼備、文武兩全、是乃ち陛下の可美眞手なり、臣又敢て問ふ、神武帝より、崇神、景行、應神、仁徳の五帝は、盛徳の至りと云へし、蓋し崇神帝の敬神愛民、先業を恢弘にする、景行帝の東征西巡、國勢を皇張する、應仁帝の文教を弘むる、仁徳帝の民を愛するに厚き、皆以て萬世に卓越して、後王の模範と爲すへし、今陛下此五君に就て之を擇ふに、其れ孰か最も模範となすへくして、眞に希慕する所にあるや、臣謹て勅諭を奉するに、陛下特に神武、景行の二帝を以て、最も希望する所に在りと、

夫陛下の神武に規矩を取る、固より無論、崇神、應神、仁徳の三聖帝を置て、獨り景行帝を希慕する者は、聖意果して何くに在るや、臣退て考るに、景行帝四海を視る一家の如く、足跡殆と天下に遍く、將に以て海外諸蕃に及はんとす、其規模の大、威徳の盛なる、亦諸帝の及はざる所、今陛下も亦四海を以て一家となし、外國と並立せんとす、是規模氣象の近く似たる所、其景仰希慕の彼に出てすして、此に在るもの、亦知るへきなり、然とも臣又竊に惟みるに、維新以來僅に七年、其都を東京に遷し、封建を廢して郡縣となし、巡狩の典を行ひ、四民の權を一にし、外國の交信を明かにし、官省を定め、文武の職を分つ等、其規模の大なる、固に既に前代に卓越す、然るに其實を覈すれば、文明の名ありて、民智未

た開けず、王政の形ありて、民未た其澤を蒙むらさる者多し、
 其他の弊習亦少なからず、故に臣竊に思ふ、 陛下 神武
 景行二帝の規模氣象に則とる所は、既に已に粗定まれり、
 更に願ふ 陛下今より 應神 仁德二帝に則とり、益々
 正學を開いて民の智識品行を明かにし、益々仁政を施して、
 民の生業を饒かにし、四海の民をして、皆自主自由の地に至
 らしめんことを、夫然り 神武 景行二帝の規模氣象、始て
 以て其實ありて、宇内並立の業、正に成るへきなり、臣誠恐謹
 て奉す、

元田永孚頓首拜

八

臣の君に對する斯くの如くなれば、 天皇陛下及び 皇后陛
 下が待ち給ふ所以も、固より恐察し奉るに難からぬ、吾等は今
 其の一例として、明治十年十一月菊花の御宴に於ける、先生手
 記の左の一文を掲ぐるを以て、姑らく足れりとすべし。

十一月廿一日午後四時御乘馬の後御苑萩の御茶亭に於て
 菊花御遊覽永孚に陪觀を賜はる旨を拜承せり永孚當直の
 外に此旨を被むりしは蓋し特命に因てなり永孚は御乘馬
 畢る頃を計り宮を出て萩の御亭に至る 皇上入らせ給
 ひ間も無く小宴を開き菊花を上覽あり此日舊曆十月十七

特に椅子を
給はる

日天氣晴朗夜に入り圓月天に滿ち菊花爛漫今を正に闌な
りとす西南の亂は既に平らき十月廿四日虎列刺病は幾んと終熄
に垂んとす 聖體の御脚氣症も御平癒になり給ひたれ
は 龍顔も殊に麗はしく温言快語侍臣皆歡嬉の色を顯は
せり宴央にして永孚を 御前近く召させられ椅子を給
せよとの御諭にて侍従試補椅子を持し來りて之に倚れり
御談話の中御盃を賜ひ御饌中の魚肉を親しく 御箸を
以て分ち賜はれり 聖語快活として古今内外の御論談に
及ぼされ永孚も旨を稟て應答し奉り覺えす愉快に入りた
るに酒も已に酣なる時に汝出師の表を吟せよとの 勅
諭あり即聲を發して十一二句迄を吟したるに老音艱澁續
き難きを以て後句は辭し奉りたれば元田に茶を給せよと

自作詩吟

太公望

の 仰せにて侍従試補より御前茶を給したり猶又た詩を
吟せよとの 仰せにより正行を詠せし自作の詩を吟せん
と言上しければ宜しと宣ひたり即乃父之訓銘于骨より至
今生活忠烈魂に至るまで聲音朗々と吟し畢り幸にして聲
も聯續しければ大に 御感賞に入りたり彌御興に入らせ
給ひ數盃を重ねさせ給ひたれば西四辻侍従御飲の度を過
きんことを恐れ 還幸を促し奉りければ今夜は太公望在
り汝患ふること勿れとの御諭なり夜も漸く深ければ侍従
又菊圃の夜景銀燭相映し殊更佳觀なり盃そ御坐を移して
暫く 覽給はさる乎と言上しければ菊花の佳觀は明年も
又觀るへし元田か詩吟は來年其音聲の今年の如くならさ
るを愛む 朕は菊花よりも元田か詩吟を愛するなりと

御活見

宣ひたり左右の人々皆々感稱し奉りたるに永孚に於ては只々感泣胸を沾し養老の聖德實に文王にも超させ給ひしと竊に嘆稱し奉りしなり夜十一時を過て常の如く御騎馬にて還幸あり今夜の御談論は永孚是迄侍讀中未だ曾て聞かざる御活見にて眞に驚喜に堪へず米田も侍従以來始ての御英談と稱し奉り建野郷三は前後始ての事にて外國の御論は西洋人をして之を聞かしむるとも肯て間然なからんと驚感奉りしなり爾後は吉井土方の各侍補も御宴に連り詩吟朗詠の御興に入りたるもの度々なりしも今夜の御宴を以て君臣和樂の權輿となりたるなり余此寵榮を記述し後昆に傳へ家門の美譽と永く譲さらん爲めに七絶七首を賦せり因て左に録す。

不愛菊花愛老臣

從侍去春花樹筵。東巡西幸又經年。今宵歡會誰無感。菊滿芳園月滿天。

花月相逢此令辰。君臣歡會亦何新。周文善養應無及。御箸分肴賜野人。

君王手酌菊花觴。賜與老臣分壽康。六十衰殘何謂老。戲言猶喚太公望。

人老年々難再壯。花開歲々幾回新。勅言今夜花前宴。不愛菊花愛老臣。

(註) 正行を詠せし自作の詩とは左の『芳山楠帶刀歌』である。

芳山楠帶刀歌

乃父之訓銘于骨。先皇之詔耳猶熱。十年蘊結熱血腸。今日直向賊鋒裂。想辭至尊重來茲。再拜俯伏血淚垂。同志百四十三

人表志三十一字詞。以鏃代筆和淚揮。鏃迸板面光陸離。『北望四
 條賊氛黑。賊將誰何高師直。不獲渠頭授臣頭。皇天后土鑒臣臆。』
 成敗天也不可言。一氣磅礴萬古存。君不見芳野廟板舊鑿痕。至
 今生活忠烈魂。

斯る情態なれば、先生が事實に於ける至尊の顧問たりしも、
 固より異しむに足らぬ。但だ先生の謹慎なる、之れを外間に洩
 らすことを欲せず、故に吾等も之れを知るに由なく、假令ひ知
 る所あるも、之れを語るは先生の志にあらずと信ずるが故に、
 恪みて其の機密を嚴守せんのみである。然れども前に大久保
 三條、岩倉諸公あり、後に伊藤公あり、何れも先生を以て隠れた
 る一大勢力と認め、互に滿腹の誠意を披瀝して、其の經綸を圖
 りたることは、今更ら推測する迄もなき事である。但だ先生の

隠れたる一
 大勢力

人格の高尙なる、自ら韜晦して唯だ其誠を致したるが爲めに、
 二十年間君側に在り殊寵を蒙りたるも、何等の扞格を來さず、
 其の然るを期せずして、眞に明哲保身の要を得た。先生嘗て詩
 あり、

偶然書志

尊卑各安分。所在唯致忠。非忍安能濟。不謙失其功。望君無明暗。
 接人忘異同。暗處最着力。微事必加工。道不與世競。心只與天通。
 盡已順義命。特立期眞雄。

道不與世競

又た詩あり、

偶作

名爭智戰未曾終。究竟何人能執中。有作作功功有限。無爲爲德
 德無窮。允恭始覺心充大。克讓方看道博通。內外英雄知此理。五

洲一日起仁風。

又た詩あり、

歲旦作

坐覺天恩纏在身。衰殘猶是聖朝臣。功名事業空當世。道德文章愧古人。唯以冥忠供帷幄。自知誠愛獲君親。前途雖遠須無懈。撚盡霜髯又一新。

是等の詩は、何れも先生其人を精神的に活躍せしむるものである。特に『唯以冥忠供帷幄。自知誠愛獲君親』の二句は、殆んど宮廷生活二十年の歴史を、囊括したるものと云ふも差支なからう。されば先生が、如何に至尊の御信任を辱くしたるかは、左の詩によつて明白である。

奉召命將出感激作歌

一日晏朝召命催。三日不出天使來。賜坐而談食分肉。天顏日々霽且開。君王優待已如此。後臣報之當何以。誓擲誠心答聖明。德起三皇而後已。坐仰聖鑑日加精。又看宸斷四方轟。虞夏商周拔其粹。米英佛獨攬其英。大觀宇內歸吾道。陶鑄古今集大成。整頓國憲追天智。恢張皇威維景行。御臣欲如後三條。克已擬學後光明。一斷以決廟議紛。二斷以解民權爭。三斷以制陸海兵。四斷以扼萬國衡。提大綱而萬目舉。一怒而致天下平。召命至矣臣將出。平生心事復何說。霜飈烈々寒裂肌。起吐心血灑天日。是れは國會請願の騒ぎ全國に洽ねく、廟議紛々未だ決せざる時に於て、其の感慨を洩らしたるもので、佐佐木侯や、土方伯が之れを讀んで、是れ吾兄の出師表であると言はれたことも、今から思ひ合はすれば、過言では無かつたと思はるゝ。

九

先生が又た 皇后陛下の御信頼を蒙つて居られた事は、天皇陛下の其れと少しも異なる所は無かつた。明治六年の春、皇后宮御前に於て、帝鑑圖説を進講して以來、常に其の御輔導の任に當り、或は上杉鷹山の女訓を手寫して之れを奉り、或はフランクリンの十二徳に自註を加へ、手録して之れを奉り、機に觸れ時に應じ、皇后陛下の聰明を啓發し奉りたること一再ならず。そこで陛下にも、二なき者と思召したることは、左の事實でも一斑を想像せらるゝのである。

十一月十二日(十七年) 皇后陛下の召に依りて後苑の菊花

皇后陛下の
御親書

賜杖

を陪觀す宮殿の階下より副島種臣と共に 皇后陛下の後に隨歩し苑中處々の菊花を拜觀し萩の御茶屋に 御休憩あらせらる途中に於て永孚を呼び給ひ元田脚痛みは無き杖も持たせたりと宣ひたるを女官より永孚に傳へたり御茶屋に於て 御前に侍し酒饌を賜ひ 皇后陛下御手酌にて御盃を賜ひ師匠と御呼びあらせられたり御寛話縷々として其特恩に感戴し奉り薄暮に至りて宮に還らせ給ふ永孚等亦隨行して局に歸れり翌十三日參内後宮に出て、昨日の恩賜を謝し奉る再ひ典侍の傳令に依りて後宮に出つ紅梅典侍より旨を傳へて曰く此杖は昨日 皇后陛下より元田に賜ふ筈の處 皇上陛下横濱行幸前其御沙汰あらせらるゝことを御失念あらせられたるより今

日之を賜ふとの旨にて栗の木の御杖を賜りたり永孚感佩
謝せん所を知らず拜持して歸り一家皆歡欣皆恩榮を拜戴
せり詩左に録す

靈杖新承 詔旨溫千秋壽色一枝存德非卓茂榮何重學不
孔光名獨尊夷險隨身全晚節扶持由道報皇恩攀龍附鳳將
行健鶴膝鳩頭未足論

皇后陛下に侍する毎に衣服の厚薄を問ひ給ひ退く時に必
す病むこと勿れ風を用心せよとの御沙汰あり一夜同區
に火あり翌日 皇后陛下親諭して曰く昨夜は近火なりし
や吾頻に元田か家に近くはなきやと問ひたるに 陛下
之を聽き何そ元田か家のみ思念する此の如くなるやと
御笑ひありたるなり永孚感拜して奉謝するに言無し

昨夜の近火

此れは是れ先生の手記にして、吾等が一字を贅するの必要は
無い。

十

先生が如何なる人であつたといふ事は、略々今までの記事を
讀み來れば、見當がつくであらう。副島伯申さるゝには、明治の
功臣と稱する者幾人あるを知らず、併し吾より見れば、却つて
元田先生を以て、明治功臣の第一とせねばならぬ。其は君徳の
大を成すに與つて最も力あるは、先生なれば也と。岩倉公人に
向つて申さるゝには、元田は眞に道德の君子である、但だ直言
極諫は其の足らざる所かと。先生之れを聞いて申さるゝには、

明治第一の
功臣

唯だ其の直言極諫の名なきが、是れ求乎輔翼の本意である。是れは吾等も其の通りであると思ふ。若し元田先生が程伊川の如く、嚴毅莊敬、只管ら師道を以て自ら居り、偶ま年少の君主が階前の柳條を折り給ひたりとて、春陽生々の氣を挫き給ふべからずと、極諫したるが如き態度に出でしめば、如何に天皇陛下の寛大に坐ますとも、先生輔導の目的を達するに於て、恐らくは事志と違ふことが出来たであらう。副島伯は先生に向つて、兄は畠山重忠の再生なりと云ひ、又た兄は大和魂の凝結したるものである、柔和の神魂を以て、兩陛下を纏繞し奉り、物事を成さんと欲するものであると云ふたさうである。又た勝伯は先生に向つて、左の一文を贈られた。

我未識先生而耳其名久矣。今歲始獲接先生。外人嘗評先生曰、

正實溫厚之人也。我謂固也。然此言似未盡。先生忠愛具非常之天質。其一言一行。莫不悉生于忠愛之餘。豈外人能所揣測哉。故對之不覺敬服。其言外透徹于我心肝者。猶明星之輝々麗于天。嗚呼我接遇先生。得澆膽抉腸以乞其教。何幸過之。又讀先生之詩文。我雖不學。言外之感觸。儻然不能自止。故不憚不文。一言于其後。

明治二十一年九月 海舟 勝 安 芳拜書

漫りに人に許さない大久保公も、斯人君側にあれば安心である。と云うた。岩倉公の先生を待つことの最も厚かつたは、先生を信ずることの最も深かつた爲めである。併し先生を知る者は先生に若くはなかつた。如何に考へても、先生の『自題小照』の短句が、先生其人の斷案であらう。

自題小照

篤誠奉君。有盡無怨。忠純慮國。闇然不見。寬和宜人。慈愛及物。不倚不流。母固母必。守常應變。順理中時。世有斯人。與爾同歸。

十一

先生の晩年に於て、殊に最後の事業として言ふべきは、明治二十二年の條約改正問題と、二十三年の教育勅語制定であらう。條約改正問題は、事政治に關するが故に、今茲に之れを語るの煩を省き、教育勅語は、先生畢生の精神の存する所にして、梧陰先生之れを草創し、先生之れを潤色したるものと見て大過なからう。此の國民の精神教育に於て、至重至大なる教育勅語が、

二先生に依つて 聖旨を對揚することの出來たるは、洵に吾等が感謝の情を以て記憶すべき事である。而して天年を假さず、之れを最終の事業として、翌明治二十四年の一月には、終に不歸の病に罹られた。先生の最後に就ては、其の外孫たる落合爲誠君が、當時目撃したる所を手録したる、『賜爵之記』に詳かである。

賜爵之記

あはれ外祖父君のみまかりたまひし時の様思出すもえ堪へざる心地ぞするされど外祖父君の畏くも 主上の知遇を受けさせられしほどは其折に至りていよいよいぢるくなりぬればこゝにその概略をしるさん
さても明治廿四といふ年始りて一月も中旬となりける頃

外祖父君病の床に臥したまふかりそめの事と思ひまゐらせしに二日三日と日數經るほどにやう／＼重くなりゆき醫藥の効少しもあらず 主上よりは池田侍醫を御見舞としてつかはさしめたまひ又御使して御菓子など賜ふ人々もかくと傳聞きて晝夜を分たず見舞にとて來れば車馬門前に市をなす八日ばかり過ぎて廿一日といふに今は望も絶果てんとするにぞ家内の者は更なり人々の悲歎一方ならずまたせん術も無し門人元山義典ことの由を書簡に認めて井上樞密顧問官にまゐらせぬ顧問官そを見て大に驚きいそぎ馬車に打乗り宮中に伺候して吉井宮内次官もて元田の病氣革まる由を奏せらる 主上大に宸襟を惱まさせたまひ昨日見舞につかはし侍

井上樞密先
生の上奏

特恩授男爵

醫の申すよしを聞きてさほどには思はざりしに其命旦夕に迫りし事のあはれさよとてやがて池田侍醫に仰せて見舞に行かしたまひまた吉井次官に向はせられ元田に男爵を授くべし今日しも土方宮内大臣某の所の旅行より歸るべけれども彼が歸るを待ちて事をはからひなば時移りてあしかるべし爵記は後に賜ふべければ井上に仰せて直に元田の許行き口づから此旨を傳へよとのたまはせたまふ顧問官畏りぬとて宙を飛ぶが如くに馬を走らせて裏猿樂町の邸に至り外祖父君の臥尊に臨み 御旨を傳へられければ外祖父君は涙をはら／＼と流し手を合せて拜ませられこの厚き 御恩は草葉のかげより報い奉らんと幾度とも無く繰返したまふ聲々弱りゆくにぞ傍の人々もかた

合掌涙落

じけなさかなしさに兩の袂を沾さぬは無しかくて顧問官
再び宮中に參られしに已に夜に入り奥に入御の後なり
ければ侍従もて復命したるに 主上さては間にあひつ
るかとの仰せにて御喜のほど推しはかり奉らるゝばかり
なりしとぞ顧問官の 御旨を傳へられたる後一時間ばか
りにて遂にあえなくなりたまふ外祖父君の忠誠二十年間
一日の如く始終渝らず 主上も深く信用し給ひ元田は
朕が太公望とのたまはせたまひし事も仄にうけたまは
りぬかくまでも思ひたまふ 大御心のありがたしともあ
りがたしや

外孫 落合 爲誠

十二

本書に掲げたる進講録は、嘗て明治三十三年の頃、吉本鐵華氏
が『經筵進講録』と題し、先生の令嗣男爵元田永貞君に請うて、
其の許諾を得、世に公けにしたものである。卷末の一文は、予が
明治二十四年二月、先生の薨去後、當時の雑誌『國民之友』に掲
げたるものを、鐵華子の請に任せ、之れを與へたるものである。
然るに故あつて該書の版權を、民友社にて譲受くる事となり
たるが爲めに、先生の外孫落合君に謀り、更に進講録と共に、進
講者其人を傳ふべき必要を感じ、僅かに世に公けにして差支
なしと思ふだけの事實に依つて、上の如く補綴し來りたるの
である。如何にも斷片的にして、先生其人を盡すには足らぬと

僅かに一斑
を傳ふ

思へども、或るものは皆無に勝ると云へば、之れを讀み來つて而して後進講録を讀めば、必ず豁然として貫通するであらう。本書に掲げたる進講録は、僅かに先生の進講されたる一部分である。然かも其粹を抜きたる一部分である。今先生の手記に依つて、之れを擧ぐれば、左の通りである。

毎年一月七日御講書始は舊例に由りて必ず 經筵に

臨御在らせられ和漢洋の三書を進講せしめらる此選に當る者眞に學者の榮とせり永平明治五年一月七日始めて堯典の首二節を進講せしより六年一月七日には大學の明々徳一節を進講し七年には帝鑑圖說李泌の傳八年には書經大禹謨の第二節九年には論語爲政の一章十年には新民の傳十一年には道千乘國の章此時三條太政大臣大久保參議も列

席にて君徳輔翼専ら主張の始めなり十二年には詩經關雎の章十三年には論語樊遲問仁知の章十四年には舜典關四門の一節十五年には大禹謨精一の一節此時文學掛池原香榊傍聽し他日紅葉館衆人宴會の席に語りて曰く精一の進講は一世を警醒するの講説なりと十六年には徳禮政刑の章十七年には中庸の首句を進講し斯道の本源を掲明するの微意を寓して宗教の傾向を豫防せり十八年には益稷の末節伊藤宮内卿始めて此講を聞き講章の調べ好處を得られたりと稱せり十九年には周官の一節二十年には易の乾卦を進講し講義を録して之を上る是より先き爲政の首章と新民の傳は講義録を上り毎講獻上の心算なりと雖も未だ成らざるなり二十一年には中庸天下達道の一節二十二

年には平天下絜矩の一節二十三年には易泰の卦包荒用馮河の一節なり凡そ時世の變遷に因りて君徳の關する所を察し聖訓を擇んで納誨の微意を寓せしなり講義録草案皆在り他日輯めて梓に上して之を御覽に供せんと欲するなり但大學明々徳の節と帝鑑圖説と講義録を缺けり余明治五年一月七日始めて御講書始に進講せしより二十三年一月七日の進講に至り凡そ十九年十九回の進講唯十九年の一月周官の進講當日風氣に依りて缺講せり故に講義録を獻して其缺を補ふ爾後將に益々進講して 聖徳に裨補する所あらんとすと云ふ

他日或は進講録の全書世に出つるかも知れぬ併し其の精粹は、全く此の冊子に存すると斷言するを憚らぬのである。

精粹存于此矣

元田先生進講録目次

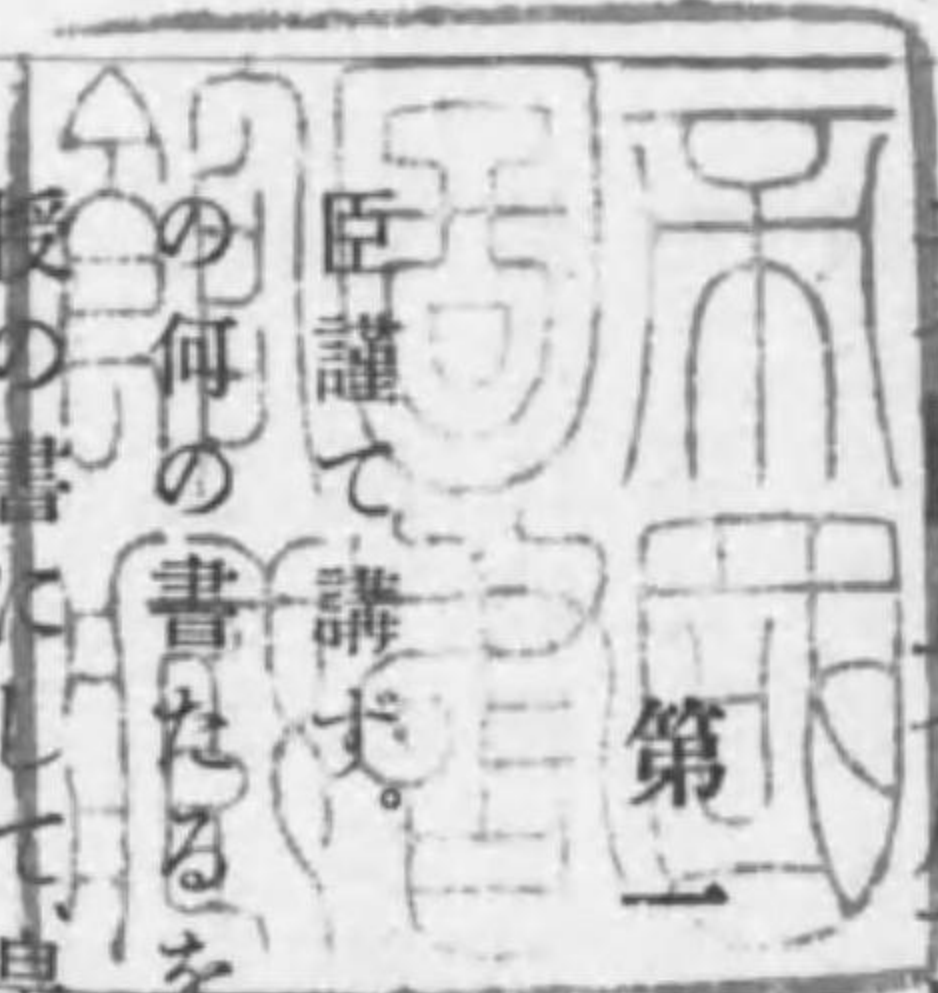
第一	論語學而章	………	一
第二	論語孝弟章	………	三四
第三	論語巧言令色章	………	五三
第四	論語忠信章	………	五七
第五	論語道千乘國章	………	六八
第六	論語弟子入孝章	………	八三
第七	論語子夏曰賢々章	………	九五
第八	論語君子不重章	………	一〇八

第九	論語貧而無諂章	一七
第十	論語爲政首章	二三
第十一	論語知者不惑章	三五
第十二	書經舜典	四二
第十三	書經咸有一德篇	五二
第十四	周易地天泰卦第二爻	六三
第十五	周易乾卦象辭	七六
附 錄		
元田東野翁	德富猪一郎	二四
東野先生詩鈔	落合東郭撰	四六
教育勅語四十年	德富猪一郎	一六

元田先生進講錄

論語學而章

應神帝傳授
訓解の權輿



臣謹て講ず。陛下今日論語の講筵を開き給ふ、先づ此の書の何の書たるを講ぜざる可からず。此の書は、是れ 應神帝傳授の書にして、皇道の訓解なり。何を以て之れを云ふ、蓋し我朝にて道學を講ぜしは、帝より始まりて、我朝の書、此の書を以て訓謨の權輿とす。爾來文教開け、内外の書籍傳播せりと雖、此の書の前に書籍と名付くる者なし。其の僅に有りたるは、上代文字にて、訓詁史傳等を記したるのみにて、是れ亦考ふ可からず。古事記書記等の淵源を指す故に、道徳を講誦する書に於ては、帝の前には、曾て聞

論語に由る
天祖傳來の
至徳を發揮
充せらるる

かざるとなり。
舊記に見えたる如く、蓋し 瓊々杵尊肇て國土を開造し給ひ、
天祖の訓を奉して、徳を修め民を化し、列祖代々繼承して
教を布き、政を施し給ふも、皆な是れ生知安行の徳、以心傳心の
妙、其の理は、神器に寓して神遠奥穆、曾て學問講習の迹あるを
見ず。然るに、代は數世を累ね、人は智巧に赴くを以て、天祖傳
統の至徳大道、或は其の正純を失はんことを恐る。是に於て、斯
道を講明して擴充するには、必ず書傳講説に由らざるを得ず、
然るに我朝未だ文字に富まざるを以て、之れを講誦するに由
なし。幸に『論語』の書ある、之を管下の百濟に獲、其の説く所、我
道と一揆なるを以て、帝則ち取て講誦し、更に王仁を擧げて、之
を師とし、太子稚郎子を以て、之が弟子と爲し、此の書を講誦し、

儒道と神道

以て、天祖傳來の、至徳大道を發揮擴充し給ひしなり。故に神
遠奥穆の皇道、此の帝の神慮、此の『論語』の書に由て、益々光明
發達して天下に播布し、今日に至り、人々仁義忠孝を重んじ、智
識材力輩出し、宇内に儼然たる獨立帝國と稱するも、代々の聖
徳とは云ひながら、帝の功德多きに居ると稱し奉る可きなり。
故に此の書は、帝の傳授の書にして、皇道の訓解と尊崇すべく
して、我朝の書、此の上に出づ可からず。源親房の『正統紀』に神
器の徳を訓じ、智、仁、勇三徳と稱して、『中庸』の書を説き、熊澤了
介の『大學或問』に、神器の註解は、『中庸』なりと云ふ。其の『中庸』
の原本は、此の『論語』なれば、『論語』を以て、皇道の訓解と稱する
こと、臣が私言に非ざるなり。陋儒淺學は、是は孔子の道なり、漢
學なりと云ひ、或は聖人の道は、儒道にして、我邦の道に異なり、

我邦の道は神道なりと云ふが如き、皆な道を知らざるの論なり。道は天地人倫の大道にして、我 先皇の道、神道は、此の理の神妙なるを云ひ、儒道は、此の理を講明するを云ふ。皆な同一理にして、孔子は、斯道の先覺、其の教皆此の書に具備す。故に帝親ら尊崇し給ひて、先づ其の太子に學ばせ、以て朝廷に施し、以て四民に教へ、以て天下後世に傳へ給へり。凡そ我邦に生れて、我道を行はんと欲する者、誰か 帝の神慮を遵奉せざらん、誰か此書を讀まざらんや。

故に 仁德帝は、其の至仁至德、『論語』に符合せざるは無く、古今の聖帝たるは言を待たず。天智帝は、鎌足と共に、孔子の道を南淵に問ひ給ひ、其の欽明、克讓、實に堯舜と同符と稱し奉る可く。文武帝には、始めて孔子を釋奠し給ひて、學制も大に備

はり。元明、元正二帝も學士を重んじ給ひて、其聖德、支那にて評せば、女中の堯舜と稱し奉る可く。桓武帝は、菅原古人の侍讀を尊ひ給ひ、文武、人を得、其の明斷の事業、前列に光あり。宇多帝は、道眞の學德を重んじ給ひ、求道於六經の御明訓あり。後三條帝は、勿欺御誠心、始めに見えさせ給ひ、東宮より大江匡房を侍讀と爲し給ひ、剛明の德、權臣懾伏するに至れり。後醍醐帝には、藤房、親房を輔佐とし、此兩人佛法も信じたれども、全く儒道を學びたる故に、義理も正しく、中興の業は終へ給はざれども、當時綱常の大義、一世に明かなるは、孔孟の學、助くる所有て然るなり。後光明帝亦深く孔子の道を學ばせ給ひ、英明の御德義は、天下後世をも警醒し給ひしなり。應神帝より以降、代々 聖帝明君と稱し奉る御代は、皆な孔子

を御尊信にて、實徳を修め給ひし故に、天下治平に至りたるに、佛法御信用、文學隆盛の御代は、皆權臣朝綱を紊り、禍亂相踵がさるは無く、其の迹、昭々乎として、史乘に著しく、是れ他なし、先皇の道は、孔子の道、孔子の道は、天地人倫の大道。天理人道に順へば、則天下治まり、天理人道に違へば、則天下亂る。毫も疑を容れざる所にて、今日 陛下の、此書を信じて、講筵を開き給ふの 聖意、臣謹て之を始めに講ぜざるを得ざるなり。

臣謹て講ず。論語開卷「學而時習之、不亦說乎」と云ふ者は、二十篇の主旨、只此學の一字なり。凡そ人、天地の間に生れ、自天子至庶人、畢生の事業、只此の學の始めを爲し、終りを爲す者なり。故に此の學あれば、其の天職を全うす、此の學なければ、其の天職を失ふ。此の學達すれば、聖人となり、此の學達せざれば、庸愚とな

學の一字に
歸す

る。此の學明かなれば、天下平かに、此の學明かならざれば、天下亂る。人間天下萬事の成敗、只此の學の明暗にあるのみ。故に孔子の人に教ふる、只此の學の一字にて、論語開卷「學而時習之」と云ふ。一言一行、學の事に非ざるはなし。然るに學に正あり、偏あり、大、小、本、末あり、孔子の所謂學は、至中至正の、大本達道にして、修身平天下の道德學なり。當世の所謂學は、一科々々の學、異端末技の謂ひにして、大本達道の學に非ず。是れ此章、學の字を講ずるに於て、始めて辯ぜざるを得ざるなり。

古來より之を辯ずれば、彼の管晏の霸術を始め、種々の異端俗儒、訓詁文詞の學、佛法、耶蘇教、西洋百科の學、皆一偏一派の學にして、孔子の所謂學に非ず。且當世にて、支那の文字を學ぶを概して漢學と稱して、孔子の學を爲す者も同一視すると雖、是亦

學の辯

大に分析せざるを得ず。漢學と云ふは、支那の歴史、古今の制度、文物を知り、漢文漢語に通ずるの文學なり。孔子の學は我徳性を盡し、眞理に達し、天下に大道を行ふの學なる故に、支那にて云へば、堯舜の道、孔孟の學と云ふと雖、本邦にて云へば、我神聖の道、我道德學と云ふべきなり。又國學神道と云ふも、古典故事を考證し、敬神尊王を主とすと雖、多くは一偏に局して、先皇の至徳大道を實踐するに足らざれば、我神聖の道、孔子の學と同じからず。

抑々孔子の學は、前に粗々講説する如く、我本然天良の心性を發覺し、人倫日用の道を盡して、天理の極に達し、身を修めて、以て天下を平かにするの道學なり。其人と爲り、周の靈王の末、魯の襄公二十二年に生れ、生知の資を以て、篤く聖人の學を好み、

孔子の學の
以絶する所

人道を盡して、天理に達し、剛健中正、純粹明快の徳を備へ、天の四時あるが如く、一毫の偏倚なく、堯舜以來の大道を祖述し、易を演べ、詩書を刪り、禮樂を修め、春秋を作り、其學問徳行、人を教へ、國を治むるの道は、此「論語」と「大學」、「中庸」、「易傳」等の書に具載して漏るゝ所なく。輒近西洋の理學、修身學、法律、政治、經濟の學等、其精細を説くと雖、皆其全體大用を備へ、一本を以て萬殊を貫くに至ては、實に宇内古今の一人、萬世の師と云ふ可し。故に孔子の學を學びて、根本已に定まりたる後は、法律、經濟等、西洋の科學をも學び、識見を博するは可なりと雖、孔子の學を後にする時は、根本立たず。遂に道德を損し、人倫に悖り、身修まらず、家齊はずして、國治まらざるなり。其他前に辯ずる所の異端俗學に於ては、外、仁義を假りて内、詐力を専らにし、或は智術權謀、

互に相軋し。或は高妙の理を説て、人倫日用の道に背き。或は口に法律を説て、内行修まらず。或は文辭技藝の末に馳せて、實用に乏しく。是皆古來の學弊。現今西洋諸國の自ら文明國と誇るも、其實は心術正しからず。風俗善良ならず。利を貪り、力を争ひ、其害一にして足らず。學藝は、益々開明して、人心は、益々狡黠なる者。皆學路中正ならざるの致す所。其大害を見るべきなり。今日苟も學を爲す、始めに先づ其取舍先後を審にせざる可からず。况や人君の學、其學ぶ所、即ち天下の法則となる故に、人君の學は、孔子の學を學ぶより外なし。今 陛下西洋科學隆興の際、皇道孔學將に廢せんとするの日に當り、首として孔子を信じて論語の書を講じ給ふ。其取舍の明かなる、固より臣が辯を費する待たず。然るに、孔子の詞は、天の物を包含するが如く、

論語を擇んで給ふ

徹上徹下、該る所太だ廣し。故に人々其性の近き所、職分の在る所に就き、學で以て道に造る可し。故に學而時習之者、人君と爲ては、人君の道を學ぶを云ふなり。人臣と爲ては、人臣の道を學ぶを云ふなり。父子と爲り、夫婦と爲り、兄弟朋友と爲りては、皆其道を學ぶを云ふなり。今日の講義は、陛下の御講學なれば、臣請ふ専ら人君の學を講ぜん。

人君の學

人君の學は、天下を治むるを學ぶに在て、天下を治むるは仁に止まるのみ。然るに仁に止まらんと欲して、心正しからざれば仁に止まる能はず。心を正しうせんと欲して、意識ならざれば心を正しうする能はず。意を誠にせんと欲して、天下の理に明かならざれば、意を誠にする能はず。所謂明德を天下に明かにせんと欲せば、正心、誠意、致知、格物布て天下の理を明かにする

に始まりて、一旦己れに克ち、禮に復りて、而後天下仁に歸する者、是れ人君仁に止まる、學問の次第順序にて、此章の學んで時に之を習ふとは此事なり。

但其學ぶや、偶然自得獨詣す可からずして、又其の我見私説を主張するより害あるはなし。故に必ず法を、古先聖王に取り、己れを捨て、一に聖賢を之れ信ぜざる可からず。朱註の、先覺の爲す所に倣ふと云ふ是なり。故に、堯舜三代の、天下を治むるは、如何して之を治む、孔子の天下を治むるは、如何して之を教ゆ。

神武帝は、如何、崇神帝は、如何、天智帝は、如何と、總て古先の聖帝明王は、陛下の先覺なれば、其天下を治め給ひし、道德經綸を、師とし、法とし、之を學ばせ給ふと、此章、學の字の本義と爲す。臣請ふ之を審にすることを得ん。夫れ四海を家とし、兆民

先覺者たる
に倣は
せ給へ

を子とし、赤心を人の腹中に置くの大度に於ては、神武帝を師とし給はざる可らず。神を敬し、民を安んじ、利用厚生の道を開くに於ては、崇神帝を師とし給はざる可からざるなり。皇化を宇内に布くの大勇を以て、東征西伐、兵權を掌握するは、景行帝を學ばせ給ふ可く、天の君を立るは、民の爲めにするに云ふの大仁を以て、用を節して、民を愛するは、仁德帝を學ばせ給ふ可きなり。賢を擧げ、姦を除き、極を建て、制を定め、謙恭克讓は、天智帝を以て、師表と爲し給ふ可く、欺かざるの誠心より發して、公明正大以て、權臣を畏服するは、後三條帝を以て、軌範と爲し給ふ可きなり。是れより以上、書に云ふ所の堯舜禹の盛徳大業、論語中の孔子の言語、悉く人君の師範學則に非ざるは無し。

然るに、古聖帝に倣ふと云て、一々古聖帝の如く爲すに非らず、朱註に、先覺後覺と説て、凡そ學問は、本心の發覺了悟を主とす。水火の寒熱、五味の甘辛を覺る如く、心の淵底より疑はざるの意味にて、是れ悉く火を握り、水を蹈みて、而後寒熱を覺るに非らず。天下の物を殫ひ盡して始めて甘辛を覺るに非ず。唯だ心の了悟本心の靈明發覺より生ず。譬へば寒餓癡疾を見るに忍びざるの心を充ては、己を修めて、百姓を安んずるの仁勝げて用ふべからず。忠義に感じ、姦惡を憎むの心を充てば、黜陟賞罰、其當を得て、義勝げて用ふべからざるが如く、強ちに博學にも由らず、經歷にも由らず、愼で思ひ、篤く行ふ中に、我心の靈明發覺して、天下の道理、豁然貫通、了悟に至る者、是れ道德學の功驗、西洋科學の四年六年勉強して、免許を受くるが如き者に非ず。

又佛法の頓悟と云ふが如き者に非ず。此の工夫得力、全く時習、之に在り。

凡そ人の學ぶや、古の聖賢、衆に勝れたる、言行事業を觀るに當り、其始め憤然として志を興し、其人と爲りを希慕せざるものなし。然れども、日往き、月來り、其行ふ所、間斷して、習熟する能はず。是を以て、終に古人に及ばざるなり。三代以後の英主、漢の武帝、唐の玄宗の如き、其の即位の始め、精を勵し、治を求むる、三代をも凌駕せんと欲するの氣象あり。然れども、其躬に行ふ所、習熟に至らずして、終に怠惰荒廢に及びしなり。其の他、唐の太宗、宋の太祖等、古今の英君明主と稱するも、其の天資の超絶に任せて、爲學の正路を得ず。殊に時習の力足らざる故、學を好み、道を樂むの地位に至らずして、初年、中年、晩年と、其の志業次第に

退歩すること、枚擧に違あらず。故に學問は、時習を緊要として、其の習熟して悦ぶの地位に至れば、則ち中心豁然として疑ふ所なく、天下の義理、悉く我一心に照管して、斯道の味ひ窮り無く、罷んと欲して能はず。畢生の力を盡し、斃而後已む者、孔子の十五志學より、七十不踰矩に至るが如き、始終只是學の事なり。堯舜の天下と爲るより、天下を讓るに至り、『欽哉戒哉、惟精惟一、允執厥中』と云ふが如き、到底只是學の事なり。堯舜孔子の大聖、固より常人の勉強を爲すが如きに非らずと雖、其學習して自ら悦び、進で已むこと能はざるの味ひは、天下の物事之に代はること無きを以て、其の自得愉快の餘、歡喜の聲を揚げて人を喚起し、學而時習之、不亦說乎と獎勵せられたるなり。

今 陛下明德を天下に明かにせんと欲し、此の書に就て、人

一日克己而

天下歸仁の
大快事

君の道を學ぶ、乃ち先覺の 祖宗聖帝と、堯舜孔子を師とし、其の時習するや、萬機の前に至るものは、必ず之を心に求め、之を書に釋ね、之を古典に質し、之を現今に徴し、孰か理、孰か非、孰か公、孰か私、審かに問ひ、愼んで思ひ、朝夕怠らず、中夜にして又之を思ひ、日に月に積累習熟の時に至ては、天下の道理、陛下の御心に浹洽貫通して、疑ふ所無く、人知らざるの地に欣然獨笑して、其の自得愉悅、實に言ふ可からざるべし。但、其志學の始め、中正無我にして、篤く聖人を信ずる、應神帝の師を求むる内外の私なく、聖人の道理、一に是れ信ずるが如くならざるべからず。而して猶其時習の際に至て、理未だ明かならざる所あり、氣或は倦む所あり、物欲或は萌す所ありて、私心動く時に於ては、則ち克己復禮の力を用ひ、奮發勇進する、後光明帝の、

性の偏處より、克ち去り給ふが如きの、大勇力を用ゐざる可からず。千枝の花は、嚴霜烈日を経て始めて爛漫の色を發し、百尺の松は、斷崖絶壁の間に屈曲して後、千秋の碧を放つが如く、人君勉強力の強きほど、後來の成徳速なることにて、此の學習して愉悅の地位に至れば、天下の事變前に到る者、刃を迎へて解くが如く、一も宸斷に違ふ所無く、所謂「一日克己、而天下歸仁」の大快事、始めて與に言ふ可きなり。是れ孔子の學の、人君と爲て、四海兆民を安んじ、以て仁に止まるの實効、陛下の自ら覺得し給ふところ。而して前の異端百科の學の、及ぶ所に非ざる也。

君子小人貴
賤尊卑皆友
あり

臣謹て講ず。「有朋自遠方來、不亦樂乎」と云ふは、人の天地間に在る同類あらざるなし。君子は、君子を友とし、小人は、小人を友とし、貴賤尊卑、皆な然らざる無し。是れ自然の理なり。中に就て、其の最も心志の相感觸する所あつて、共に相信じ、學を同うし、道を同うする者、之を此れ朋友と云ふなり。蓋し前章の、先覺を師として學ぶ所の道德、已に其の身に習熟貫通して、愉悅自得の地位に至れば、則其の德行名望の人に及ぶ者、人亦感向信從して、相共に學を講じ、道を求むる者、益々多く、近きより遠きに及び、敬慕し來る時は、其の勢ひ將に天下と斯道を同うし、此徳を同うせんとす。豈亦樂しからずや。三千の徒の、孔子に信從するが如きは、論を俟たず。其の次は、後漢の郭林宗、黃憲の徒の相友とし、司馬徽、孔明、徐庶の相信ずる、宋の韓、范、富、歐の徒、濂、洛諸

所以明德を天下にす

君子の學友の如き、皆な此の同學同徳の朋友にて、其の樂みは王公の位、萬鍾の富も換ふ可からざるなり。夫れ人の樂み多端なりと雖、人の己れが好む所を好むより樂きはなし。今、道を學んで心に得、其の愉悅窮りなしと雖、人の己れを知らずして、未だ信從する者あらざる時は、意氣發揚する所なくして、快樂に至らず。譬へば、美味美色の、人嗜まずして、己れ獨り厭足するが如し。然るに、人已に己れの得る所の道徳を信從して、遠邇より慕ひ來り、其好む所を同うすれば、則平生内に充滿せし愉悅の心、忽ち發揚して外に伸張し、其快樂實に窮りなきなり。一命の士、一郷一國の交りにして、其同學同徳の樂みは、天下之に超る者無し。況んや人君と爲て學を好み、道を行ひ、徳を積むの極は、天下皆其の徳に感仰服事し、適きより遠き

名分は君臣、同心同徳より、すれば則ち朋友

に及び、西より東より思ふて服せざるなく、四夷來王するに至ては、則天下皆同心の朋友、其樂み誠に廣大。則ち明德を天下に明にするの極功至樂なり。後世、治國平天下と云へば、直に政治法律を以て治むると思ふは、治道の大體を知らざるにて、其故に古の天下と後世の天下は、全く其影響を異にし、程願の所謂「後世只、是以法把持天下」にて、眞の平天下には非ざる也。從來人君は、「爲之君、爲之師」の天職なる故に、政治法律は、人君の第二着の事にて、第一着は、先づ人君の道を學び得て、其徳を推て、天下に及ぼし、同徳の朋友を得て、宰相百官に置き、以て兆民に擴充し、人々をして皆な以て其の徳を明にせしむるを以て、人君の本職とす。古の堯、舜、禹、湯、文、武の君たる、皆な此の道徳を以て天下に友を得て、天下の人民を教化せしなり。皐陶、稷契

伊尹傳説、呂望、散宜生、召公奭等の諸人は、朋友中の最も著しき者なり。名分より云へば君臣の尊卑ありと雖、其の同心同徳より云へば、明友の親みなり。古は不召の臣ありと云ふは、此の同心同徳の友を得て、輔佐と爲すに依て、君と爲て、臣を以て待たずして、師友を以て尊親せしことなり。本朝にては、君臣の分は最嚴なりと雖、其親愛の情に於ては、特に厚かりしこと、神武帝の道臣命、珍彦、可美眞手命に於ける、應神帝の武内宿禰に於ける、天智帝の鎌足に於けるが如き、其の同心同徳の親みに至ては、全く師友を以て待たせられたる故に、治化も各別に、天下と其安樂を共にし給ひしなり。

後世に至り、和漢共に、君臣の間、道徳を主とせざるより、朋友の親みなく、虔敬鄭重を専として、君臣終に疎隔し、天下の大なる

朋友なきの
人君は治平
を得ず

も、徒に政治法律の末を以て把持し、君と爲り、師と爲るの天職を忘れて、人君は、始めより朋友無き者と思ふに至る。五倫は、天地の常理、人道の離る可からざるものなるに、獨り人君のみ、朋友無きの理あるべからず、是れ皆な人君の學識無きに由てなり。其の五倫の一を欠ぎ、天理に背きたる故に、後世にて孤立獨擅、朋友無きの人君は、其の天下眞に治まることなくして、其の身も憂苦して、大寶の樂みを保つこと能はざるなり。其の内にて、漢、高祖、文帝、光武、照烈、唐、太宗、宋、太祖、仁宗、明、太祖の數君の如きは、少しく道をも徳をも好みたる故に、其の謀臣宿將に、朋友の親みありて、創業も中興も成りたるなり。本朝の後代にても、光仁帝、桓武帝、宇多帝、後三條帝の如きは、其の百川、田村麻呂、道眞、匡房に於ける、皆な師友の御親みありたる故に、其の

御代は治平とも中興とも稱して、君臣共に、太平を樂み給ひし次第なり。

天下同心
徳の一大朋
たらんとす

況や 陛下は、聖人を學び給ひて、道德を懋め給ひ、其の好む所を推して、人に及ぼし、其の道を同うし、徳を同うする大臣を朋とし給ひ、都兪吁咈の聲、朝に満るときは、天下億兆も、亦皆

陛下の好む所を好み、學ぶ所を學び、聖徳に服従して、政府の政令法度を恃まず、人々奮發興起、自ら進んで其の徳を新にし、其心志の慕向する所、冥々の中、陛下の腹心に密著して離るべからず。名は、君民と云ふと雖、實は朋友の情誼あり。天下終に同心同徳の一大朋と成て、政令を出すを待たず、法律も施すに及ばず、所謂篤恭して天下平なるなり。是れ學を好み、徳を修め、朋を得、人を化して、樂む所の極度。陛下此章を讀み、躬行

自得して、至る處に到れば、臣が妄に推演を待たざる也。

時勢に順逆
あり人に好
惡あり

臣謹て講ず、『人不知而不愠、不亦君子乎』と云ふ者は、凡そ人學で得る所の道德、人能く信從して、衆と共に樂むは、自然の理なりと雖、時勢順逆の變あり、人に好惡の異同ありて、悉く順理の如く行ふこと能はず。故に時勢否塞、人情齟齬し、人已れの才徳器量を知らず、善を惡とし、長を短とし、萬事違卻するときに當ては、平生學で得る所の道德も、俄然憤愠を萌さざるを得ず。是に於て、一層養ふ所有て、泰然之に處して、毫も憤悶するなきに非ざれば、以て君子と稱して、己れを修め、人を治むるの大徳を爲すこと能はざるなり。

蓋し人の情、人の己れを知るを悦ばざるは無く、又人の己れを知らざるを憤らざるは無し。故に人、己れの才徳器量を知られず、世に用ひられざる時は、其の心鬱悶憤惋、其の甚しきに至ては、忿怒怨懟、或は讒毀攻撃、相讐敵するに至る者、其の迹古今に相踵ぐ。是れ凡情の常態に發する者と雖、皆な其の心の正しきを得ざるより發す。其の心の正しきを得ざるは、其の學の正しきを得ざるに由る。其の學の正しきを得ざるは、孔子の學を學ばざればなり。

道德世に明かならず、異端百科の學行はれ、人各、我見を主張して、以て學とするを以て、誠意正心の工夫無く、克己復禮の方を知らず、其の才力に任せて、私論を皇張し、僅かに其の意の如くならず、議論合ざる時は、上を誹り、人を罵り、至らざる所なし。故

に英雄豪傑と稱するも、學者才子と名を得たる人も、皆な此の學派中に陷溺して、反ることを知らず、大にしては、官長を凌犯し、國家を顛覆せんことを謀るに至り。小にしては、其の身を失ひ、其の家を滅し、臭名を千歳に流す者少からず。末流の弊、救ふべからざるが如しと雖、其の本は、心術の學無く、徒らに知を争ひ、力を戦はしめ、抵抗憤激、勝つことを求めて止まざるを以て學とするの致す所にして、孔子不愠の君子とは、天壤の懸隔なり。畢竟人我の私心ある故に、争勝の念あり。争勝すれば、必ず愠る。人我の私心なし、故に必ず謙讓す。謙讓すれば、愠ることなし。是れ此の一念の向ふ所、毫釐千里の謬となる。孔子の學を學べば、我徳性を盡し、天地を極めて満てりとせざる故に、固より人我の私心無く、飽くまで謙讓して、己れが智を智とせず、己れが

力を力とせず、天下の善に服し、善人と同うするを樂むを以て、毫も争勝憤慍の念あることなし。萬一、否塞變亂に處しては、天をも怨みず、人をも尤めず、從容義に就き、身を殺して仁を成し、以て天地の元氣を壯にす。故に孔子の學、天下に明かなれば、不慍の德を養ひ、謙讓の禮、義風の俗、一般に行はれ、智力才藝は、其の中に進んで、一人敢て悖戾の行あること無く、何の叛亂か之れ生ずるあらんや。

今 陛下寛仁の德、固より群下の囂々を憤り給はずと雖、益斯學に由りて、以て謙德を養ひ、假令衆庶の未だ 聖德に服従するに至らず、私論横議の徒、街に滿るとも、聖心に憤慍し給はず、包荒の量、容るゝ所ありて、以て大道を布き明かにし、剛健の德、撓む所なく、以て時に勇威を發し、遂に彼の異端異學の徒を

包荒の量以て大道を布き明かにし給へ

して豹變革面、不識、不知、順、帝之則、南風の薰れる、億兆の慍を解て、一士一民も不滿意あることなく。英雄も、腕力を張ることを忘れ、學者も、雄辯を振ふことを止め、自由家者流も、其の分限を越ることなく、民權各種の黨派も悉く中正仁義の説と化し、滿天下をして孔子の學徒とならしめば、則ち世界唯其の黨派の多きを患へずして、其の少なきを患へんのみ。

今、海外各國、黨派の患あらざる無し、皆な自ら招くなり、蓋ぞ其の本に反らざる。其の本に反らずして、徒に警察法則の末、恩惠兵威の餘を頼で、之を制せんとするは、惑へるの甚しきなり。殷鑒不遠、在、夏后之世、西洋の患は、即ち東洋の患なり。然るに陛下業已に聖學を講じて、大道を明かにす。天下の大本、既に立ち、生民の皇極、已に建てり。創業垂統、誠に間然なし。唯其の成功

天下の大本既に立つ

道を神器に寓す

は、亦蓋し。陛下斯學を信ずることの篤く、樂むことの深く、擔任斷行、至誠不息に在る而已矣。臣又謹て講ず。天の人を生ずる、必ず之に與ふるに、善良の徳を以てせざることなし。徳に率へば、則ち道あり。道に、要あり。上古の神聖、由て以て教を爲す。故に、明聖仁勇は、我先王の道なり。仁義禮智は、孔子の道なり。孔子の道は書に傳へ、我先王の道は神器に寓す。書に傳ふ、故に講誦して教へ易く。器に寓す、故に深奥にして識り難し。唯道は一なり。故に、書を以て、器に參へて、其の義觀る可し。是れ先王の取て以て教とする所なり。夫れ神器の徳、臣子の妄に論すべきに非ずと雖、之を要するに、秘訣妙傳あるに非ず。乃ち天祖傳授の君道也耳。之を書に譯せば、猶ほ堯舜禹の天下を傳授する、惟精惟一、允執厥中、の云ひあるが

明誠仁勇治道畢る矣

如く、孔子の魯公に對ふる、三徳一誠の云ひあるが如きなり。請ふ試に之を論ぜん。

夫れ天下は、至大なり。人民は、至衆なり。人君一人を以て、至大至衆の上に立つ。苟も之を治むる、其の要を得ざれば、何を以てか、其の煩に堪へむや。夫れ鏡は、明也。玉は、仁也。劍は、勇也。義也。明なれば、則ち天下一物の私蔽あることなく、誠なれば、則ち天下一物の詐偽あることなくし。仁なれば、則ち天下一民も、其の澤を蒙らざること無く、勇なり義なれば、則ち天下一民も、畏敬せざることなし。明、誠、仁、勇、天下の治道畢る矣。豈、至簡にして執り易きに非ずや。古の聖帝明王、皆な斯道に由らざることなし。然れども、天縱の聖智に非ざるよりは、超然直に茲に至る能はず。必ず教に由て、其の極に至るべきなり。故に、理を窮め、知ると

孔子の書に由りて其道に達すべし

を致して、而後明に至るべく、意を誠にし、心を正しうして、而後誠に至る可し。仁を得んことを欲せば、則ち先づ己れが欲せざる所は、人に施すこと勿る可く、勇と義とを得んことを欲せば、則ち先づ欲に克て、氣を養はざる可からず。中世以降、此の教明かならず、世の學者少からずと雖、大抵古史故典を傳へ、記誦詞章に富み、文物制度の末に精しく、而して至德大道、修己治人の實に於ては、茫乎として聞かざるが如し。豈慨嘆に堪へざらんや。故に、今先王の至德大道を、擴張履行せんと欲せば、必ず孔子の書に由らざる可からずして、其の書は、論語、學、庸、詩、書、易、禮を第一とす。

洋學盛んなりしより、世學て智識才藝に馳せ、法律、經濟、器械等、百科の學術に於ては、日新の効少からずと雖、顧みて道德仁義

斯道に非ざ
れば字内決
かして治る可
からず

の説講せず、學庸論孟の書棄て、讀まざるに至ては、先王の至德大道、亦將に蒙昧に歸せんとす。臣陋劣、固より和漢の學に達せず、西洋の書に通ぜずして、陛下の前に之を詳論することを得ざると雖、唯我先王の道、孔子と一體にして、斯道に非ざれば、字内決して治まる可からざるを信じ、之を以て、身を修め、家を齊へ。之を以て、我 皇上陛下に奉じ、我邦を治め、天下の人をして、皆斯道に由り、以て其の德を明かにせしめんと欲し、老頑自ら罷むことを知らざるなり。今幸に 陛下の昭鑒を蒙り、此の講筵を開くに遇ふ。乃ち知る 陛下明誠仁勇の德、爾後日に新たに月に盛んに、臣亦親しく拜觀蒙被することを得、何の幸か之に過んや。唯願はくは 陛下躬行實踐、久くして倦むことなく、神武 天智の君と爲て、而後已ん而已矣。是

れ臣が君を尊び、國を愛するの微忠、今併せて之を 陛下に
獻すること如此。臣誠恐倦々の至に堪へず。

第二 論語孝弟章

孝弟は仁道
の始、仁は
人の本心

臣既に首章に於て、人君の學を論ず。謂らく人君の學は、人君の
道を學ぶに在り。人君の道は、仁に止まるに在り。仁道は、民を愛
するに在て、民を愛するは、親を愛するの心を推すのみ。故に曰
く『堯舜之道、孝弟而已』と。蓋し孝弟は、仁道の始にして、仁は、人
の本心、天子より庶人に至る迄、人々の固有する所。但だ氣稟の
拘する所、物慾に蔽はるゝ所、時として暗きことありと雖、其の



親を愛し、長を敬するに於ては、惻怛の本心、常に發覺して已む
可からず。故に人君躬親から孝弟を行ひ、惻隱辭讓の心を推擴
して、天下の民をして、皆な孝弟の本心に基かしむる時は、天下
の治安、令せずして行はれ、仁道の功、是より大なるはなし。孔門
の學は、仁を求むるを以て主要として、仁道は、天下を平かにす
るを以て極功とす。故に、有子の此章、學而の首章に繼で、學問の
主要を示す所以、學者の先務とする所、而して人君の、最も當さ
に注目すべき所なり。

社會の治安
は孝弟の二
字にて足る

臣謹て講ず。有子の『其爲人也。孝弟而好犯上者鮮矣。不好犯上而
好作亂者、未之有也』といふは、道は、人の平常行ふ所にして、決し

て爲し難き者にあらず。看よ、今尋常の人にして、其の性質父母兄弟に和順にして、悖戾せざる底の人、是乃ち孝弟流の人なり。是此孝弟流の人にして、其の父兄以上、凡ての長上に向て、悖戾干犯を好むの意思あるは、蓋し鮮少なり。若又長上を悖戾干犯するを好まざるの人にして、進んで叛逆争亂を起す者は、未だ嘗てこれあらざるなり。是れ皆な其の尋常の人にして、學もなく智識もなく、唯孝弟流の人にして、其の心和順なれば、其の上にいるの人を犯し凌がず。況や叛を企て、亂を作す事は、決して爲さざるを見れば、人間社會の治安は、乃ち此孝弟社會にありて、他に求むるに及ばず。道の近きに在て、行ひ難きに非ざる者、人々明知せざるべからざるなり。

故に曰く『君子務本。本立而道生。孝弟也者、其爲仁之本歟。』と是れ

根本堅立せ

るは其本の成
るや容易也

有子爲學の本意を發する所なり。凡そ君子と稱するは、斯道を行ふの人を汎言す。人君は斯道を天下に行ふの大君子なり。君子の事を行ふ、多端にして手を下すに苦しむ。然れども、物皆本末あり。故に、君子の事を行ふ、必ず其の本を務むとは、専ら力を盡すを云ふ、専ら其力を盡して、根本堅立ならしむれば、其の末の成るや容易にして、至る所自然に道生じて、其の功を遂げ得るなり。譬へば、木を植るが如く、其の根本を培漑して、堅立ならしむる時は、其の枝葉果實の繁茂長盛するは、力を用ゐるに及ばざるなり。故に云ふ所の孝弟なる者は、即ち仁道をなすの根本也歟。君子の仁道を行はんと志す者、豈専ら力を孝弟に盡さざるべけんやと。是れ有子の聖門に在りて、仁を求めて自ら發明する所の大端、學者の當に先務とすべき所。臣殊に以て、人君

仁心は人君
所天に慕くる

道を學ぶの始となす。臣請ふ審に之を論ずることを得ん。夫れ天地は、萬物の父母にして、人は、萬物の靈故に、人の道は、萬物生々愛育して息まず。人其の理を受けて生る。故に人の道は、又萬物を生養愛育して、其の生を遂げしむ、之を名けて、仁といふ。孟子の所謂『仁者人之心也。』又曰く『惻隱之心、仁之端也。』易に曰く、『天地之大德曰生。』又曰く、『立人之道曰仁與義。』朱子の註に曰く、『仁者愛之理、心之德。』と天地の道、人の道、皆是れ生々愛育にして、一の仁而已矣。況んや人君は、萬民の父母として、四海を家とす、四海の内、匹夫匹婦も其の所を獲ざる時は、其の心惻然として、己れ推して溝壑に陥るゝが如く、一日も寢食を安んずること能はず。汲々として之を救ふ所以の道を盡して息まざる者、仁愛の本心にして、人君の道なり。是れ皆な人君の天に

四海の所及
耳目の所及
らざる所もあ

稟けて性とする所の仁心、外より強て爲す者にあらず。然ども、此の仁心一日二日發出して息まざれば、勉強を待つに及ばずと雖、人君九重の高きに生長し、四海の廣き、耳目の及ばざる所、匹夫匹婦の休戚に於て、或は切なること能はず。加之宮室の美、奉養の厚、内にしては嗜慾の動くあり、外にしては安逸の誘ふありて、其の天性を蔽ふことを免れず。是を以て、至誠惻怛の心常に發すること能はずして、愛憐生育の道、終に遠きに届らざるなり。唯だ此の親を愛するの孝、兄を敬するの弟に於ては、人君の尊きといへども、庶人に異なることなく、至近至親の地なる故に、其の愛敬の至情、念々發出して、時として息むことなし。是れ乃ち仁心の發見にして、善く之を行ふは、仁道の始め。人君茲に於て、克く心を留めて省察力行し、此の孝弟の心を

人君天下を
治むるの至
要

推して、以て九族を親み、以て百官を和らげ、以て六軍萬民を平
かにし、四海一民も其の生を遂げ、其の澤を蒙らざる者なきに
至らしむる時は、仁道の充大、之より速かなるはなし。
古の人君、嘗て之を行ふ者あり。乃ち堯、舜、禹、湯、文、武、周公の天下
を治むる、祖宗 列聖の萬民を愛し給ふ、皆な孝弟に本づか
ざるはなし。是れ 陛下の常に紀傳史乘を讀で、聖心に記し
給ふ所。孟子の所謂「老吾老、以及人之老、幼吾幼、以及人之幼、天下
可運於掌」。是れ豈に人君天下を治むるの至要に非すや。且夫れ
「堯舜帥天下、以仁、民從之。桀紂帥天下、以暴、民從之。上之所好、下有
甚焉」。故に人君一人を以て億兆の上に臨み、上の行ふ所、下皆觀
感して之に倣ふ。其の勢の趣く所、實に江河を決して、之を下流
に注ぐより甚しき者あり。人君若し智力才藝を好みて、天下を

天下油然と
興らば、孝弟に

帥ゆる時は、民皆智力才藝に馳せ、功名事業を好んで帥ゆる時
は、民皆功名事業に走る。此の如くなるときは、上下交々、智力を
競ひ、功名相争ふて、天下多事、方今宇内の形勢、此に類する者あ
り。若し又人君己れを利するを以て、天下を帥ゆる時は、乃ち孟
子の所謂「王曰、何以利吾國、大夫曰、何以利吾家、上下交、征、利、而國
危」。なる者、人君一心の好惡、天下治亂の幾、懼れざるべけんや。
唯だ其れ仁を好んで、孝弟を以て、天下を率先し、万機の政皆な
惻隱辭讓の至誠より推擴して、智力功名の末に趨ることなき
時は、彼の人民なる者も、仁心は、人々の固有する所にして、孝弟
は、家々に常に行ふ所、唯未だ勸獎誘導を受けざるを以て、或は
明かに、或は暗く、或は行ひ、或は廢れり。今、人君の躬親ら之を行
ふて、獎導せらるゝを觀るや、油然として起つて孝し、興つて弟

し、其の嘗て志有る者は、益進んで仁道の大なる者を勉め、其の自棄する者は、耻有りて且格り、天下一般、各其の親を親とし、各其の長を長として、四海万國、和順の徳化、届らざる所なし、豈亦盛ならずや。

事業功利の末を努むるの弊

臣又謹て講ず。方今文明日に進み、事業大に開く、人或は臣に向て論ずる者あり。『今汽船之用、瞬息千里、可以極海外、鐵道之便、山谷平地、天涯爲比隣、加之法律精密、經濟博大、凡政治之術、無所不全備、而獨曰、仁曰孝弟、皆是一個人事、父兄愛人、之事、抑亦狹隘而已、何足爲文明之資哉』と。維新以來、朝野の論、皆な此の如し、蓋し歐洲の文明を耳聞目撃する者、其の事業の末にのみ瞑眩して、

孝弟仁愛の性情の流注する所

本に反ることを知らざるなり。凡そ天下の事、本を棄て、末の大ならんことを望む、決して其の理なし。今、孝弟仁愛の本なくして、徒らに事業功利の末を盛大にするときは、天下皆な功を競ひ、利を争ひ、事を好み、業に趨り、家に孝弟和順の子弟無く、國に忠愛純良の臣民無からしむるに至る者、目を刮て待つべきなり。豈慄々乎として危懼せざるべけんや。苟も孝弟の本立て末に及べば、則ち天下の大なるも、家々孝弟の風に靡き、國々忠純の俗に化し、法律の精密は、生を好むの至り、刑は、以て刑無きに期し、經濟の博大は、忠恕の道、絜矩の極、人々其の分願を得て、家給り、人足るに至り、汽船鐵道の便は、四方相通じ、内外交易し、父子隔居の恨無く、上下睽離の患なくして、凡ての政術、其の精細文明を極むるに至るほど、皆な孝弟仁愛

の性情の流注する所に非ざるはなし。是れ則其の本を務めて、其の末自から充大なる所以。人君となり、君子となり、其務むる所の要領、豈此の孝弟に在るに非らんや。

有子の特に孝弟に感ある者、其の意ある所あり。蓋し天下の事、善惡二つにして、其の極は、只治と亂とのみ。苟も天下治まらざれば、其餘の功德事業ありと雖、言ふに足らざるなり。故に人として智能あり、才力あるは、最重んずべく、國として富强といひ、開明といふは、素より貴ぶ所と雖、然れども、智能才力の人、其の心孝弟ならざるより、必ず争鬪横逆を免れず。富强開明の國、其の風俗仁讓ならざるより、動もすれば掠奪競争の患あり。是を以て、天下古今、治日は常に少くして、亂日は常に多く、其の本を論ずれば、人皆智能才力を崇び、國皆富强開明に走り、其の不孝

孝弟仁讓と
天下の治平

不順、一念の愆り、遂に天下の亂となる者なり。唯孝弟の人、其の心到底和順にして、天地翻覆すと雖、悖逆争亂の事を爲さず。故に苟くも治平を欲せんか、天下の人をして、悉く孝弟の徳を知り、智能才力ある人々も、皆孝弟の本を務め、富强開明の國も、皆仁讓の道に由らしめ、万事此の孝弟仁讓上より發出し來らば、天下古今、常に治りて、曾て亂あることを知らざるに至る可し。故に天下の治平ならんことを欲せば、一つの孝弟の徳あるのみ。是れ有子喫緊自ら悟りて、人に示すの本意、臣謹みて之を極論するなり。

抑臣又茲に感ありて、深く皇國の爲めに之れを惜しむ。夫れ神祖の東征、疆域を廓大にして、天業を恢弘にし給ひたるは、其の功雄大にして、其の徳明達と稱し奉るべし。然るに首として

皇運の泰否
と孝弟の道

靈時を鳥見山に建て、皇祖天神を祭り、大孝を天下に示し給ひたれば、其の盛徳大業は、只一つの孝に歸するのみ。崇神天皇の功德は、其の教化流行し、衆庶業を樂しみ、異俗譯を重ね、海外歸化し、御肇國天皇と稱し奉るも、其の本は、祖宗を崇とび、神祇を敬する孝誠の徳にあるのみ。應神天皇の、韓の朝貢を見て、涕泣先考妣を思慕し給ひ、仁徳天皇の、父命を敬守して、兄弟揖讓し給ひたるは、天下を擧げて、仁弟の徳に出づることなきなり。天智天皇は、大難を裁定し、大制を變革し給ひたるに、其の至孝至弟の徳は、始終を貫き、万機此の孝弟の一徳より出たるなり。列祖皆な此の孝弟の徳を本となし給ひしにより、天下常に治平なりしに、後代に至り、此徳缺けさせ給ひてより、天下終に亂れて、武家權を執るに至りたるなり。臣源親房

の『神皇正統記』を讀みて、其保元平治よりこのかた、天下亂れて、武用盛りに、王位軽くなりぬ。未だ太平の世に返らざるは、名教の敗れぞかし』と云ふに至て、未だ嘗て卷を掩ふて大息せずんばあらず。是れ皆、後代 祖宗孝弟の徳を守らせ給はざるの過なり。

今 陛下維新の鴻業あるも、自ら以て功とし給はず、皆以て 祖宗の徳に歸し玉ひ、日々 祖廟を拜し、時々 皇太后の宮に朝し、諸親王を親み玉ひたれば、其の孝弟誠敬の徳、既に已に顯著にして、今又此『論語』を講じて、此の章義を會得し給ふ。祖宗の盛徳、益々充大に、万民の感化、日々に厚く、天下長く治平なること疑なし。臣何の慶幸か之れに過ぎんや。故に、臣特に詳述して止まず、敢て 聖聰を煩はすこと、此の如しと云ふ。

究仁の理を研

宇宙間の事
物皆な仁徳
の支配する
所なり

臣又謹て講ず。人君の道は、仁に止まるにありて、仁を爲すは、孝弟より始まるの大要は、前に已に之を講ぜり。但、仁の理に於て、未だ盡さざる所あり。請ふ又之を述べん。夫れ仁道は、即ち仁にして、獨り人君の道に非ず、天下の道なり。故に、孔門の學は、仁を得るを求むるのみ。而して其の仁といふもの、始めて此の章に著はる。故に是に於て審かに仁の理を研究せざる可らず。蓋し仁の理は、生々不息、只だ是れ一個の愛、充滿して滲漏なく、六合四海を包含して、猶ほ盡くることなし。天地も之に由て剖判し、日月も、之に由て照明し、山川草木も、之に由て峙流蕃茂し、人物、鳥獸、魚虫も、之に由て生殖し、宇宙間一物も、仁徳の支配す

る所に非ざるはなし。吾が此の一身も、亦此仁徳中より孕生し來りて、天地の間に居る。一動一靜、一呼一吸、悉く仁の發揮に非ざるはなし。然れども、徒らに之を高遠に求むるときは、終に之を己に有すること能はず。孔子の『博施於民而能濟衆、堯舜其猶病諸』と云ふ如く、故に先づ近く譬を取て、諸れを身に驗するに若かず。今、一縷の髮も、之を抜かんとすれば、總身股栗す。一針の微なるも、膚を刺せば、忽ち痛楚を覺ゆ。是れ愛心の惻怛する所なり。其の躓て倒れんとすれば、忽ち手を以て、面膚の土石に觸るゝを扞ぐ。纖塵も眼に入らんとすれば、睫を塞いで、之を拒ぐ。是皆な愛心の身を保つ、其の働らき到らざる所なし。此の滿腔の愛心、己れに發して人に及ぶや、其の親近なるより先づ父母を愛し、妻子を愛し、兄弟に至り、其の尊敬するより君上を愛し、

國家を愛し、天下衆民に及び、鳥獸器物に及び、其の大小親疎、本末前後の等差ありと雖、只一個の仁愛貫穿して漏さざるなり。故に匹夫匹婦も、此の仁あらざれば、身修らず、一家を保つこと能はず。人君大人も、此の仁を離れて、天下を有ち、衆民を治むること能はず。其の始めは、只一滴の愛心、惻然靄然と發して、其の極點を云へば、宇内古今、内外上下、悉く此の愛心を以て、旺溺覆轉するに至て、猶足らずとす。畏くも、天祖の神勅「豐葦原瑞穗國、吾子孫可王之地也。爾往而知焉。往矣寶祚之隆、當與天壤無窮」とは、即ち、天祖無窮の愛心、天下萬世を包含覆育して、極りなきの謂なり。

列祖皆な此の愛心を繼承し、以て天下臣民を子育し給ひ、萬世臣民、此の愛心の中に涵泳して、不知不識、帝の則に順へり。然る

憲法も民法も
仁に本づく

に、輓近歐洲の學理を偏信し、宗教の專習する所、政事は、憲法に由て成立する者、教育は、論理法律諸科の藝業と看倣し、祖宗の仁德、今世の憲法政事に用ひられず。君德と云へば、僅に帝室の慈惠に止まるのみと思ふは、眞に道を知らず、德を愆る者と謂ふべし。夫れ教育なり、政事なり、憲法なり、刑律なり、一つとして、人を愛し、民を治むるの器具にあらざるはなし。苟も人を愛するの心なくして、徒に法制の末を整理するは、是れ徒法徒制にして、天下の治まらんことを求むるとも、豈得べけんや。臣故に謂らく、憲法三百、民法三千、(大言)一言以て之を蔽ふ、『曰、仁、民也。』

今 陛下 祖宗の仁德を繼述して、往々立憲の政事を施行せんとす、仁道の功德、益々宏遠なりと謂ふべし、唯其の意思の

立憲政治と
仁道

深密なるに至ては、聖心の獨得にある而已。臣が愚昧、固より云ふに足らず。然れども、唯一に孔子の學ぶ所を信じて、特に愛心の一點に於ては、多年力を用ひる所ありて、益々其の徳の遍きを信ず。蓋し君父を愛するの篤きに由て、致身竭力の作用、悟了する所あり。朋友郷黨、相愛するの汎きに由て、納言容衆の度量自得する所あり。國家を愛するの切なるより、敵愾勤王の精神勇邁なるを覺ゆ。一箇仁愛心の旺盛懇到なるに従ひて、百の才徳發見し來て、長進するを見る時は、則知る。陛下天縱の聖徳、萬機に觸れて發するも、亦此の仁の一心に在ることを、是れ果して、神訓の傳ふ所に符合し、孔子の教學、毫厘も所違なきを信ずるに足れり。故に臣重複を憚らず、詳述して茲に至ると云爾。

第三 論語巧言令色章

臣謹て講ず。「巧言令色鮮矣仁」と云は、蓋し前章に於ては、仁を爲すの本を示す。此の章は、特に其の仁を害するの近切なるものを舉げて、之れを戒むなり。仁を害するもの、一ならず。其の太甚き者は、吝嗇、驕傲、殘忍、苛酷、詐偽、狡猾の如き、之を指して、不仁の惡徳とす。聖人の教戒を待たずして、人皆之を知る、唯通常人の、好んで貴ぶ所の者にして、不知、不識の間、大に仁道を害する似て非なるものあり。乃ち巧言令色是れなり。人苟も之を察せずして、或は茲に浸潤する時は、其の末の害言ふべからざるなり。臣請ふ審かに之を述べん。

凡そ巧言令色と云ふは、通常之を視れば、必しも惡徳と云ふべ

仁を害するもの近切なるもの

巧言令色の弊

からざるなり。其の應答交接の間に、言辭を調節し、容貌を粧整し、外面の觀美を専らにして、世人の悅譽を求むるが如きは、其の害無きが如くなるのみならず、一旦は、世俗の稱譽を得るも、反顧して其の心術を察すれば、本心の實なく、徒に外面の名譽を博收するに専らなれば、則ち妾妓の所爲にして、仁何くに在るや。其の本心鮮しと深く戒むる所以なり。

蓋し孔子の時、春秋列國、専ら會同盟約行はれ、互に智巧才辯を振て、各自國力を張るの時世なる故に、巧言令色を以て貴しとし、世上一般も、之れを好みせしことなるは、『雍也仁而不佞』と或人の誹りたるにて、其の世態人情の赴く所、想ひ見るべきなり。然れども、外面の虚飾にて、眞率の實心無き盟約は、長く保つこと能はず。故に『君子屢盟、亂是以不熄』と論じたるにて、亦其

巧言令色の
行はれし時

當世の國際
色界と巧言令

の虚飾の掩ふべからざること明かなり。

當世にても、歐州各國、盟約交通、盛に行はれ、外面の才辯論說の雄博なるを貴とび、裏面の誠實直良を卑しみ、専ら巧言令色の流行となるより、其の交際、眞の平和懇親に至らずして、動もすれば、争訟戰鬪を開く、とを免れず、是れ全く仁を滅するの徵効を見るべきなり。我邦外國との交際、日に開け、月に盛んなり。宜く巧言令色の詐僞態を戒め、専ら直良誠實の仁道を用ゆべし。蓋し外國交際は、事の最大なる者、若し誠實直良を用ひずして、巧言令色の佞媚虚飾に出る時は、國權を屈し、侮を納るゝの基、深く戒めざるべからず。故に、最も其の人を擇んで、巧令の佞人を用ゆべからざるなり。

昔し唐太宗の文士及が大樹を譽むるを聞て、其の佞人たるを

虚飾の間に
省るべし

知り、之を退くるは、固に智なりと雖、其の後苑に於て親から蝗を食ひたるは、亦虚飾心の謗を免れず。凡そ人の心術は、隱微の間に反省して、猛懲せざれば、自ら欺き、人を誤り、其の末如何共爲すべからざるの害あり。是れ孔子の巧言令色を斥けて仁鮮と痛く戒むる所以。

外交の任

陛下 天縱剛明正大、毫も虚飾佞諛を取り給はず。巧令の小人は、跡を收めて遁逃すと雖、外交の任は、最も當に其の人を慎重せざるべからず。是れ臣が此の章に於て、孔子の教戒に感じ、演述して當世の鍼砭と爲さんことを請ふ所以なり。

第四 論語忠信章

省察力行と
曾子

臣謹て講ず。前章に詳述したるが如く、人君躬仁孝の徳を修めて、天下に率先し、首として孝弟の人を用ひて、之を勸奨し、浮薄虚飾を去りて、『巧言令色』の人を遠く退くる時は、即ち風俗淳厚、黎民和樂し、堯舜の『九族親睦、百姓昭明、於變時雍』の至治も、茲に超ゆることなし。然るに、道を行ふ一端にあらずして、自ら修むるに、省察力行を先きにす。而して曾子の説、是に於て最も深切なりとす。孔門の諸氏、皆な徳行を務めて、顔子は、純粹其の資高し、聖人を違ふこと遠からず。其の次は、閔子騫、仲弓。然れども、能く孔子の道を受け傳へたるは、有子、曾子にして、篤學力行、曾子の功夫、最も切實なりとす。

此章の「吾日三省吾身、爲人謀而不忠乎、與朋友交而不信乎、傳而不習乎」といふ者は、其の毎日、猛省痛治する所の實行なり。今、其の意のある處を詳にするに、凡そ日常吾身の事に處し、物に應ずる、千差萬端にして、其の己れが爲に謀るや、其の是非、曲直、利害、得失、到らざる所なし。然れども、之を他人の爲めに思慮計畫するに於ては、己れが爲に謀るの、深切懇到なるが如くなること能はず。是れ彼我の私心にして、則ち不忠なり。仁愛公共の人道に於て、大に悖戾す。是れ日々猛省して、到底其の忠たる實を得て、止むの一つなり。己れと他人との際に於て、思慮する所、既に此の如し。又朋友との交際に於ては、一層精察を加へて、表裏間なく、内外一致、口を開て心を見、始終相渝ることなからんことを欲す。而して或は言ふ所、心の如くならずして、又行ふ所、言

ふ所の如くならざる乎。是れ信ならざるにて、則ち自ら欺き、人を欺く詐僞の端緒なり。是れ日々猛省して、到底其の信ある實を得て、止むの二なり。師に受け、吾身に習ふに於ては、通常苟且寛慢に失しやすし。若し師の教訓を受け傳へ、徒に博聞に委しおくが如くなる乎。到底吾心に得ること實なくして、眞君子となるを得ず。學問は、吾心に習熟するを以て、實學とす。故に、聖人の一言一行を受け傳ふるもの、之を吾身に體して、玩味熟復、實踐力行して、己れに得て、後ち止む。是れ日々猛省する所の三なり。曾子の、日々孜々として、自ら省み、自ら修むる目的、この忠信傳習の三のみ。

蓋し曾子は、魯鈍の質、其の聖人に親炙して、其の教を受け、遂に其の道を傳へて、亞聖の次に列することを得たり。而して其の

自修の要は、忠信と傳習とに過ぎず、何ぞ其れ約にして近切なるや。後人の聖學に由りて斯道を得んと欲する者、豈に忠信と傳習とによらざるべけんや。夫れ忠信の二字、千古の確言、今日三尺の童子にも、之を口誦することを知る。而して其意義に於ては、之を體認するもの、蓋し少し。臣請ふ之を述べん。

忠信、之れを約言すれば『誠』と訓ず。之を拆言すれば、忠は自ら忠、信は自ら信にして、意義各々別なり。又忠信は、誠になる所以にして、誠は、忠信の至りなり。故に、朱註に『盡己之謂忠、以實之謂信』是れ伊川程願の説にして、忠信の義を説く、最も適切なりとす。明道程顥は『發己、自盡爲忠、循物無違謂信』と説きて、其忠信に著手の次第は、較々明細なりとす。臣反復之を思ひ、謂へらく忠は、己が有るだけを盡して漏らさず、義に適當するを云ふなり。

信は、心のありのまゝを言に出して、隠すことなく、道に違はざるなり。忠と信と相合て、心の主となり、乃ち誠となる。『誠者天之道也』自然にして、誠なるなり。『思誠者、人之道也』思之者、人の所爲にして、忠信をいふなり。誠と忠信と、其の間あるは、天然と人爲とによればなり。其の至るに及んでは、一なり。本邦にて、『惟神の道』といふは、乃ち天道之誠を云ふて、『隨神之道』と云ふは、乃ち人道の忠信を云ふなり。苟も惟神天道の誠に至らんと欲せば、人道の忠信より従事せざれば、誠となることを得ず。曾子忠信の學習、後學の標準、其の要を得たりと云ふべし。

臣又謹みて講ず。忠信の註、程子の説『盡己之言忠、以實之言信』とありて、今臣己れが心のありだけを盡して漏さず、義に適當するを忠と云ひ、心のありのまゝを言に出して、隠すことなく、道

に違はざるを信といふと説きて、義に適當すると、道に違はざるとの意義を加ふる者、蓋し説あり。臣嘗て淺見綱齋の説を聞きて感服するとあり。其説に曰く「忠は、心の實ありて、義を盡すをいふ。今井兼平の、其の主、木曾義仲に仕へて、始終變ぜず。其の主の最期を見て、馬より落ち、刀に貫きて死せしは、其の節、烈なりと雖、其の主の、院の御所を焚く暴舉あるを諫止すると能はず、其の主をして、不臣の罪を被らしめて、諫止せざるは忠に非ず」と。忠の意義に於て、盡せりと云ふべし。古來其の主の爲に、身を致し、心を盡して、義を誤りし者尠からず、皆忠の本意、明晰ならざるの過ちなり。信も亦然り。言行違はざるを以て、信とするときは、晉に尾生、白公が徒、信に誤るのみならず、漢の高祖も、鴻溝の境を出でず、後漢の昭烈も、蜀を取らずして、前漢の創業も

黨派も忠信
に基かざる
べからず

三分の中興も、行はれずして、帝王の大業、匹夫と同等とならんのみ。是れ己をつくすも、義に適するを貴んで、實を以てするも、道に違はざるを必要とする所以なり。

古昔の事のみならず、當世黨派の論、盛に起り、各派相争ふといへども、其の主義を問へば、忠君愛國に外ならず。然れども、其の相争ふに至ては、我見を主張し、私黨を樹立して、國家の弊害を生じ、我君の深憂を貽して、反顧せず。是れ皆忠の心ありて、義を知らず、忠の本義に於て、明詳ならざる過ちなり。其の黨派外に在る、中立の人も頗る中正なるが如しと雖、其の國家の黨派に、動搖せられて、救正すると能はず。我君の深憂を慮て、鞠躬盡力すること能はざれば、また己れを盡して、義に適するを知らず。忠の義に於て、違へりとす。之を要するに、君のため、國のため

に、身を致し、心を盡して、時、所、位の宜きに適當し、言行一致、始終變ぜずして、道に順ひて違はざるを、眞正忠信の君子となすべきなり。

先づ本領を立つべし

然らば則ち程子の説、足らざる所ある乎、是れ決して然らず、忠信は、人の本領、人もし忠信ならざれば、心、主なくして、事、皆な虚偽となる。故に、人先づ此の本領を立て、萬事をなす脚地となさんとを要す。故に程子の意義を玩味して、忠信に手を下すの方法を知る可し。但偏執して、明詳ならざれば、前の過失を免れず。是れ臣が忠信の意義を明細に辨拆して、毫も愆らざらんとを欲し、今敢て謹みて 陛下の前に進講して、其の昭鑒を庶幾するなり。

致知存養省

抑、臣聞く、學問は、致知、存養、省察の三にありて、知を致すは、道に

察是れ學問の要

入るの門、存養省察は、徳を積むの基、學者の最も當に力を盡すべき所なりと。今、曾子の三省する所を以て、諸れを己れに體し、人君となりては、吾民の爲に慈養生息、其の所を得ん事を慮るや、或は忠ならざるかと。天下に施す所の勅諭、命令、或は政事、法律の始終表裏ありて、或は信を失はん乎と。先王の成憲、前哲の遺訓を傳誦して、或は習熟せざる乎と。人臣となりても、亦然り。斯の如く、君臣相共に、日々躬親ら省察力行せば、則ち何ぞ國家生民の治安ならざる事あらんや。何ぞ聖帝賢臣たらざるを患へんや。

省察の聖心
る歌詠に表は

臣素より 陛下の省察力行、祖宗の聖帝明王に愧ぢ給はずして、曾子の自修に、明察する所あるを信ず。嘗て後宮に侍して、之を聽けり。

いにしへの文見るたびに思ふかな

おのが治むる國は如何にと

聖躬の深く親から省みると、かくの如し。苟も此聖心を存養擴充せば、唐虞三代も、之に超ゆることなし。

臥す龍の岡のしら雪ふみわけて

草のいほりを訪ふひとはたれ

と詠じ給ふに至ては、劉備の孔明を求めし心の切なるを希望し給ふて、聖躬賢を求むるの誠を以て親ら劉備に比し給ふ御心、言外に靄然たり。又周姜后、宣王を諫むる題を賜はりしに、皇后陛下の詠進し給ひしに、

身をつみてかざりし花をちらさずば

朝日のかげも匂はざらまし

又た正心の御題に

かへりみて心に問はゞ見ゆべきを

たゞしき道になに惑ふらむ

兩陛下 關々和樂の中に、相戒め相懋むる聖心、歌詠の表に溢れて、省察力行の實、天地も感動すべければ、之を拜誦するもの、誰か感泣奮勵して、亦自ら猛省せざるべけんや。臣此章を講ずるに於て、たまゞ感ずることあり。故に叨りに徳旨を摘發すること、此の如し。庶幾くば、宏度、之を聽納し給ふて、更に益力勉あらんことを。

第五 論語道千乘國章

治國の要を論ず

臣謹て講ず。此章既に御講書始に於て、之れを講ぜり。今又重ねて之れを説くは、贅言を以て 聖聽を煩はすを恐ると雖、凡そ道德の旨は、反覆習熟するを善しとす。而して孔子の言は、愈、玩味して、愈、深し。故に前言を繼いで、更に之れを詳述するは、唯聖心に浹洽せんことを欲するのみ。論語、開卷每章、皆な君道に切ならざるはなし。然れども茲に於て、始て治國の要を論ず。故に新に眼を開て、看徹し得んことを要するなり。

五事はれ治國の大本

『學而』の一篇は、専ら本を務むるを言ふ。此章亦治國政治の大本を明示す。天下の治道、此の大本あらざれば、行はるべからず。千乗の國といふは、當時周室衰へて、王綱舉らず、列國各、政を專に

敬は一心の主宰萬事の根本

する代にして、孔子も亦魯國の臣たるにより、天下を治むると云はずして、千乗の國を治ると云ふなり。千乗は、春秋の世、一國の兵賦にして、兵車千乗を出す國を大國と云ふ。既に大國を治むるといふ時は、天下を治むるといふも同じき事なり。夫れ大國を治むるは、如何といへば、則ち「敬事而信、節用而愛人、使民以時。」此五ツの要目を以て、主眼とするなり。

第一に、敬事而信といふは、治國の上に於て、萬機の根本なり。人君一身を以て、國家億兆の上に立ち、一日二日、萬機の目前に湊合する者、人君の一心を以て應酬し、取捨措置の宜しきを得んとするは、唯敬の一ツに在るのみ。蓋し敬は、一心の主宰にして萬事の根本、敬あれば、如何なる大難事に遇ふとも、平夷にして一步も誤ることなく、敬あらざれば、事々皆錯誤して敗を取る

なり。古今の治亂安危も、皆な敬と不敬とに由らざるはなし。故に唐虞の君臣、一事を行ひ、一業を施すにも、必ず『欽哉戒哉』といひ、『君子戒慎於其所不睹、恐懼於其所不聞』と云ふて、事の未だ目前に來らざる先きに慎み、人知らぬ地に於て、自ら戒むるもの。此心の弛慢亡失を豫防して、其常に主一靈活ならんことを求むるなり。

此敬の意味は、宋儒の殊更論究する所にして、其の説一ならずと雖、要するに、此心の運用は、孟子の所謂『出入無時、無知其郷』ものにて、唯、此心を主持すれば、道心存し、主持せざれば、道心亡ぶ。故に敬は乃ち此の道心を主持する謂なり。故に程子は、『主一無適』といひ、朱子は『畏』の一字を説く。皆主持の意に外ならず。謝氏は『常惺々』といふて、道心の靈活を指して、敬心の能力を見

はせり。皆な實際に力を著くるに於て、大に功ありとす。

さて、其の實際に此心を主持するに、大體の敬あり、一事一行の敬あり。凡て人君と爲りては、其はじめより、天職の重きを負ふ、敬心あるべきは、勿論なり。又一令を發し、一事を施すに臨みて、も、此敬心なかるべからざるなり。古より人君、大凡創業艱難の日には、常に敬畏する所あるに依りて、此道心自然に活潑息まらず。太平無事の秋には、動もすれば、怠慢によりて、此道心を亡ぶ。織田信長の始終を見るに、其の武田、上杉兩氏に對するより、足利氏を助け、朝廷を尊奉し、東西に號令を布く、一として遺策なきは、其の創業の艱難に當り、日夜敬畏深謀する所あればなり。覇業既に成るに垂んくとするに及て、忽然脚下より亂を生ぜしは、全く其の矜慢より、敬畏心を失ひたるに由るなり。豊臣

秀吉も、また然り。其の信長に奉仕せしより、主の仇、明智光秀を討ち、天下を定むるに至る迄は、算する所、みな其の機宜に適せり。關白となり、其の驕奢を極むるに及びては、復た見る所なく、征韓の役も、無謀に失し、皆な始めに敬して、終りに敬なければなり。漢高祖、唐太宗、宋太祖、明太祖も、みな其の末年の政事は、初年に及ばざること遠きは、敬心の存すると存せざるとに由ればなり。豈恐れざるべけんや、慎しまざるべけんや。故に楠正成の歌に『忘れてもまどろむ隙のあるならば吹き驚かせ伊勢の神風』とあり。正成の眞詠なるや、否やは、未だ考證に違あらずと雖、其の敬心の、須臾も間斷なき誠心は、自ら言詞の表に溢れて正成一生の忠誠、死に至るまで、一日の如き思ひをなす者、此の敬心にあるを實證するに足れり。

人君は先づ
信を立つ可
き事

既に此敬心あり、信も亦其の中に行はるといへども、信は、又信の上にて講究了得せざるべからず。信は、言行の一致にして、終始替らざるの謂にして、人君の國に令し、民に施す所の一誠に、出で、毫も疑を容れざるを謂ふなり。此の信にも、大體の信あり、一事一行の信あり。凡そ人君と爲りては、仁に止まるを以て、本務とする故に、民を愛する心、上下内外に貫徹して、終始替らず、民得て疑はざるを、人君大體の信とす。若し或は愛し、或は憎み、或は厚く、或は薄く、時々間斷あるが如きは、是れ人君本體の信立たざるゆゑ、民疑懼して安んぜず。如此なる日には、如何なる良法美政を施すとも、民服せざるなり。故に人君は、政を施し、令を發する前に、先づ其の信の民心に感通せんことを要す。周の武王の、鹿臺の財を散し、鉅橋の粟を發し、箕子が囚を釋し、比

干が墓を封するが如く、漢の高祖の法三章を約するが如き、皆な未だ天下を治めざる先きに、既に已に寛仁公正の信、民心を感動し、兆民の心々に、此君こそ、我々を愛育する父母なれとて信じて疑はざるなり。

凡そ人間社會の、相交會和合するは、唯信の一點に在り。況んや君民上下、相契合するは、唯信心のみ。民信なければ、立たずといふは、此の理なり。一事一行に於ても、亦同じ。若し一令を出したらば、假令不便を生じたりとも、守りて變ぜざらんことを要す。朝に令して、夕に改むるが如き時は、何を以てか、民の疑はざることを免れんや。天下の患は、民心の疑ふことあるより、大なるはなし。故に魏の文侯は、獵を約して、雨に遇ふても、其の期を違へず。諸葛孔明は、一度法を下して、涙を揮ふて、秀才の馬謖を斬

君民相契合
するは信の
一字

るが如き、一法一令も、臣民と相契約したる上は、如何なる困難をも守りとげて、臣民と信を失はず。是れ敬事、而信、人君天下を治むる大本要道となす所以なり。

第二節、用、而愛人、といふは、財用は、國家生民の生活を爲す用度、一日も缺くべからざる者にして、之を治むるに、方法を愆るべからず。蓋し財は、國土人民の力に因りて、産出する物にして、大數其の限りあり。之を用ゐるには、國家人民、上下貧富の需めに應じて、其の數限りなし。限りなき需用に應じて、限りある財を散ず、財の足らざること、論を俟たざるなり。故に財を治むる方は、唯節の一字にあり。節とは、其の程度のよろしきを定むるものを云ふ。竹の節あるが如く、長短其の度に因りて、一節一節切り目あるを云ふ。財は、國家の命脈にて、財用足らざれば、國則ち

滅亡す。故に財を用ゆるには、必ず節度を嚴にして、最も濫用を戒しむるを必要とするなり。

夫れ國家百年の計は、財用に在り。故に國家を治むるには、先づ其の財源を饒にすべし。山林を繁茂せしめ、川澤を疏通し、野を拓き、海を墾し、鑛山を開き、鐵道を布き、農業を勤め、漁鹽を興す等、是れ皆な百年を期するの業にして、國家の財源なり。必ず之を蕃殖せざるべからず。凡そ國家の事は、必ず年月を逐ふて、増進する者なる故に、財源も亦隨て之を蕃殖するを要す。財源蕃殖すれば、之を用ゐるも、亦過多なり易し。是に於て、之を節制せざれば、財源多しといへども、久しからずして、また竭盡す。故に之を用ゐるに、必ず豫め十年の用を算し、其事の先きにすべきと後にすべきと、緩にすべきと、急にすべきとを審にして、嚴に

財源は開發すべく用度せば之を節す

用を節するは人を愛するに外なら

節度を設けて、先後緩急の序を違へず、其の先きにすべき、急にすべき事も、亦其の中に就て、必ず二分の節減を加へて、十分の費用は、八分に節減するが如くなる時は、財常に餘りありて、國空乏に至る患なきなり。況んや水旱疾病、不時の天災を免れざれば、假令如何なる富國たりとも、其の分量に應じて節制なき時は、決して長く富饒を保つべからず。是れ理財の至て見易き者。唯國家に長たる人、目前の事功に急にして、遠大の慮なく、百件の事業を、一時に興さんとするを以て、忽ち財政困難の訟を聞くに至る者なり。故に節用の二字、國家長久の計、此外に出でざるなり。

抑、節用の國家に切なる、此の如くなるに、若し其の目的を誤りて、單に國財を官庫に満たしむるを、富國の要務と思ひ、強て用

度を減省して、吏民の給與を聚斂するが如きは、則ち是れ用を節するにあらずして、財を齎むの悪政なり。故に財政の主眼は人を愛するを以て専務とし、用を節するは、人を愛するが爲にして、人を愛するには用を節せざれば、慈惠の政行き届かざるなり。蓋し國家は、人民の衆合する處、國家の治安は、人民の生活、其所を得るに在て、其所を得るは、財の足るに在るのみ。財の足らざらんとを恐るゝ故に用を節す。用を節するにあらざれば、人民の生活を饒かにすること能はず。是れ節用は、人を愛する所以にして、用を節するに由て、始めて人を愛する仁政を實行すべきなり。

敬を始本と
し愛人を極
至とす

此の敬、信、節用、愛人の四つの者、治國の要領にして、簡にして盡せりと云ふべし。而して四つの中、又敬を始本として、愛人を極

至とす。蓋し人君の大徳は、仁に止りて、治道は、人を愛するに在るのみ。若し人を愛するの心、至らざる時は、事業大なりといへども、國家富強なりといへども、天職の仁に悖れば、其の餘は觀るに足らず。今陸海軍を皇張するも、人を愛するが爲なり。憲法民法を布くも、人を愛するに因てなり。教育勸業も、人を愛するが爲なり。鐵道電信も、人を愛するに由てなり。凡そ國家の施す所、一として人を愛する事にあらざることなし。若し人を愛する心より出でずして、徒に事業を盛にして、歐州の文明と、競争せんと欲するが如くならば、則ち是れ國家の長たる人の心に非ずして、民心亦服すべからず。故に人君は、常に愛人の心を以て、主として、一事一業、皆此愛心より出ん事を顧みざるべからず。孔子の言、一句々々、皆緊要にして、特に此の愛人を、四つの者

の極至として、目的を明示する者、深く鑒みざるべからず。末句使民以時といふは、民政中の要務を揭示せしなり。春秋の世に軍役の外に、農民を使役して、土木修繕營造、諸般の勞に供せり。若し農事を妨ぐる時は、田地荒廢し、民力徒勞して、其の害太甚し。故に春夏秋の三時を除き、冬季の農隙を量りて、之を用するを、民政緊急の要目とするなり。朱註に、此の如く説くといへども、此の一事に限らず、凡て民政には時を失はざるを以て、第一とす。古昔堯舜の民を愛するや、事々其の時に順ふを以て、慎み戒めざることなし。周公の成王を教ふるにも、七月の詩を賦して『晝爾于茅、宵爾索綯、亟其乘屋、其始播百穀』とて、民事の緩慢すべからざるを示せり。凡そ民政上には、百穀の種子を下し、莠を抜き、收穫納税をはじめとし、樹を植ゑ、木材を伐り、秣を

刈り、薪を採り、川を浚へ、堤を築き、鳥獸の殖産、魚介の漁獲に至るまで、一事として其時期を失はざるを、務めとせざることなし。故に民をして、其の事に使用せしむるには、其の時を以てするを至要とす。國家に長たる人にして、民を愛するを以て、心とする以上は、此時を以てするに怠るべからず。前に論述する所の財源を蕃殖するも、民を使ふに時を以てせざれば、其の事業を遂ぐることを得ず。是れ時を以てする一事は、民政實施の大著目たる所以なり。

以上、合せて五項となる。敬事なり、信なり、節用なり、愛人なり、以時なり。一句も抜くべからず、一字も加ふるに及ばず、眞に治要の格言と云ふべし。人君常に座右に書して、觀省せば、其補益する處、豈に淺鮮ならんや。今、試みに此五つの者を以て、歴史に照

すに、堯舜三代より以來、漢高祖、文帝、光武、昭烈、唐太宗等、治國の實功ある者は、此五つの者を行ひしに由るのみ。歐州の富強文明と稱する國も、此五つの者を行ふに外ならず。列祖は、皆此五つの徳を備へ給ひて、よく政に施し給ひ、陛下其の成績を繼述し給ひ、此の孔子の言を資りて、其の意を擴充し給はゞ、王政の實行、他に求むるに及ばざるなり。陛下よろしく心を留めて玩味し給ふべし。

弟子の教育を明示す

五倫の外に講ずるの道なし

第六 論語弟子入孝章

臣謹て講ず。此の章は、弟子の教育を明示す。倫理、道德、實行、文學、並進して、始終を貫き、純全無缺の教則たるを見る。當世専ら教育を論じて、智育、德育、體育、三つの者、兼ね備らんことを云ふ。然共、其の智と云ひ、徳と云ひ、専ら西洋に資りて、我國適當の教則に非ず。我國適當の教則を資らんと欲せば、此の孔子の教則を標準となさざるべからず。臣請ふ之を講ぜむ。

『弟子入則孝。出則弟。謹而信。汎愛衆而親仁。行有餘力。則以學文。』と云ふは、凡そ人の生るゝや、其の始より教なかるべからず。其の教は、必ず其の身の近き所より、行ひ始めざるべからず。其の行ひは、爲し難き所より、行ふに非ず。其の天性の固有に基いて、其

の良心の常に發する所に由らざるはなし。天性の固有は、何ぞ、則ち仁、義、禮、智の良心にして、此の良心の常に發するは、則ち慈、愛、敬、順なり。人の天下に在る、其の始め胎を父母に受けて、生れ出づるや、其の國に仰ぎ事ふる君あり、生れて先なれば、兄長となり、後なれば、弟幼となる。長じて、夫婦あり、人々相交れば、朋友となる。此の五つの者、相合して倫理と云ふ。倫理を行ふを、人道と云ふ。此の五倫の外に、道なく、天下萬事萬物の道理、此の五倫の道に統轄せざることなし。其の道は、又外より來るに非ず。天性固有の仁、義、禮、智、發出して、父母に向へば、孝となり、君に向へば、忠となり、兄弟には、友愛となり、夫婦には、和順となり、朋友國人には、信となる。是れ人道自然の天則にして、之を知り、之を行ひ、之を導き、之を習ふを、教育と云ふ。

此の教育や、必ず其の幼少より教へざるべからず。其教を受る者は、天下皆弟子なり。凡そ弟子となりては、内に入りては、専ら父母に事へて孝行を盡し、外に出で、は、専ら長上に事へて、弟順を盡す。此の孝と弟とを、主一行ふには、又其の平生、心術品行の定度あるを緊要とす。故に謹と信との二つ、内外始終を貫くの樞紐にして、謹は、身が行ふ所、起居動作皆な常度ありて、易らざるを云ひ、信は、言ふ所、誠實にして、浮躁虚偽なきを云ふなり。其人と交際するに於ては、汎く衆人を愛して、一方に偏黨せず。然共、其汎く愛するとして、君子小人の辨別なく、諛佞を言ふが如きに非ず。又其の汎愛中に就て、必ず其の仁者賢人を擇び求めて、親み近づき、益を請ひ徳を磨くを怠らず。右の如く、内に入りては、父母に孝を盡し、外に出ては、兄長に弟を盡し、平生謹信

を守りて、汎く衆人を愛し、仁賢に親近して、徳性を涵養し、知識を増益す。之を以て、日夜朝暮、起るより、寝るに至る迄、孜々力行、間斷なく、若し其の餘力ある時には、則ち必ず學文に従事し、古今の歴史、聖經、賢傳を讀み、先王の成憲を考へ、事理の當否を究め、其の年度と、才質の長短に順ひ、等級を追て、習熟する時は、知は、行ひに従ひて進み、才は、徳と共に達し、徳、才、知行、完全の人材を成立すべきなり。是れ孔子の教育にして、古へ三代の小學にて、教を施したる其の遺教餘風なり。

孔子の教は、皆其の言近くして、旨遠し。故に、此の孝、弟、謹、信、愛衆、親仁、餘力學文の、七つの者を、一目讀下すれば、弟子の常行と云ふが如くなるも、是れ則ち徹上徹下の道にて、大人君子といへども、終身用ひ盡さざる徳義の大本なり。蓋し孝の徳は、至誠眞

孔子の教は
言近くして
旨遠し

愛にして、弟の道は、恭順謙讓なり。人間の徳、是より大なるはなし。謹信は、人の骨子、諸葛亮は、王佐の全才にして、其の自ら言ふ所は、『先帝臣が謹信なるを知る』と稱せり。武内大臣は、棟梁の大器にして、群臣燕饗の時、入侍せずして、竊に警備せしは、亦此の謹信なり。然れば則ち謹信の二字は、弟子の教のみにあらずして、大人も畢生の守りなり。汎く衆を愛して、仁を親むと云ふに至りては、凡そ天下の人と相交り、仁智の道を全くするは、所謂『舜有天下、擇於衆、舉臯陶、不仁者遠』云々の道理にて、能く此道を行ひ得るときは、天下を治るに於て、何か有らんや。餘力學文は、自知我見を足れりとせずして、廣く古今聖賢の、道德法規に、則をとりて、眞理のある所を求め、至善に止まらんとす。學問の極功も、此の外に在らず、豈亦大ならずや。

さて、茲にて孝弟といふて、君に事ふるの忠を教へざるは、如何にと疑問もあるに、孔門の教は、實行より始まる。故に、少年の行ひには、いまだ君に事ふるの實行あらざるを以て、専ら孝弟を行ひ、君に事ふるの忠は、其の中に養成し、仕官を待ちて行ふなり。人々能く孝弟を行ひ、誠孝和順の徳性を備へ、以て君に事ふ時は、則ち忠愛靄然、至る所其の道に當らざるなく、餘力に文を學び、孝經、曲禮、詩、書を始めとすれば、忠、孝、仁、義皆其の中にありて、君臣の道漏るゝ所なし。

抑、教育の法、世に隨ひて沿革し、其の來ること久し。臣請ふ之を詳論せん。漢土の古へ伏羲の代、初て八卦を畫し、卜筮を以て教を垂れしに、乾坤を始めとして、君臣尊卑の道を本とせり。堯舜の代に至り、契を擧げて司徒となし、五教を敷き、『父子有親、君臣

有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信』を主旨とし、父子を以て、五倫の始めとせり。夏、商、周、三代を経て、教育の法、漸く備はり。小學大學を設けて、少年大人を教育し、其の大意は、今粗、禮記に存するが如くにて、孔門の教は、皆茲に基けり。爾後、秦、漢、唐、宋、元、明、清を経歴し、其の教、盛衰明晦、種々の沿革之ありと雖、五倫五教を離るゝ事、曾て之れ無きなり。蓋し一個人の生れ出るよりいへば、道は、父子を第一とす、故に、『父子有親』を、五教の始に置くといへども、天下の上よりいふ時は、則ち孔子の曰ふ、『天下之達道五、曰君臣也、父子也、夫婦也、昆弟也、朋友之交也』と。是れ魯の君、哀公に對へられし道の倫序にして、君臣を以て、達道の第一とす。我が國は、天地開闢より、天祖の一君ましまして、臣民を統治し、子々孫々、萬世窮りなし。故に、天下の大道は、君臣に始まりて、

萬づの道理、皆此の君臣に包含せり。特に君の臣民を視る、我が子の如く、臣民の君を仰ぐこと、父母の如く、君臣、祖孫、同體一氣、相ひ契合凝結して離るべからず。君臣の忠義と、父子の親愛とを合一にしたる、世界無比の至道純理なれば、堯舜も夢にも見ず。孔子もいまだ説き出すこと能はざる所なり。此の君臣の大道、上下古今に貫通し、其の中に、父子の親、夫婦の和、兄弟の序、朋友の信、其餘、細大の道、悉く成り立つなり。上古以來、神聖の徳化に因て、自然の天則行はれ、別に教育の方法を設るに及ばざりしなるに、世代の久しく續くに從ひ、人心も移り易く、教育なかるべからざる時に至りし故に、應神天皇より、初めて孔子の書を取りて、教を施し給ひしなり。蓋し孔子の教、舜倫道德を主として、天下國家を經綸し、我邦の道と同じきを以て、此の

『論語』を當時の教科書となし給ひしなり。

此の時の教育を考ふるに、全く實行の徳育にて、之を事實に徵するに、仁徳天皇、御兄弟、天位の御推譲は、周の泰伯、及び伯夷、叔齊の上に出でさせ給ひ、高臺に登りて、人烟を望み給ひての御詞は、有若が、魯の哀公に對へし言を、實行し給ひし靈徳にて、孔子の能く説く所も、此外にあらざるなり。故に、道德の教育は、此の御代を以て、萬世の標準と仰ぎ奉るなり。其の後、佛敎入り來り、皇道も、孔子の教も、其の實を失ひ、中古以來、隋唐に通ぜしより、其の文物學藝、盛んに行はれしも、文詞に富みて、徳義徳敎に乏しく、菅原道眞の『和魂漢才』の訓戒は、時弊を救ふの憂心に發したるなり。武家權を執りては、文教は地を拂ひ、其の物讀み、文書く業は、僧家に歸し、其の幼年の手習ふ者を、寺子と云ふを

以て、其の時世を想ひ見るべきなり。然れ共、武門の大將と成りて、其の家の子、郎等を指揮するは、其の恩義、父子、君臣のごとく、武勇を尙とび、忠義を重んじ、三歳の童子も、忠孝に死すること、を忘れず。我が國固有の道にて、一種忠孝尙武の徳性、此の道にて教へ成し、遂に風俗をなすに至れり。足利、織田、豊臣を経て、徳川氏に至る、武を偃せ、文を修め、始めて學教を施し、専ら孔子の教を尊び、忠、孝、仁、義を勵まし、水戸光圀、主として我が國體に基づき、皇道を明らかにし、孔子の教を唱道せし故、上代の教育、再び世に明らかになり。封建の時代、國々其の政教を異にし、各藩、士風同じからずと雖、大義名分を知り、忠孝節義を重んじ、武を尙び、死を輕んじ、以て國家に報ずるの精神氣性は、家々に傳へ、藩々に存し、三百年來、此の風俗に成立したる人物、時運に乗

日本魂を養
成するを以
て教育の主
眼とすべし

じて出で來り、明治復古の御鴻業を賛成せしなり。素より列祖在天之靈と、先帝陛下の御聖徳に頼ると雖、股肱の輔翼、與かりて力ありとす。然る所以のものは、亦皆な武門の教育と、孔子忠孝の教學とに、由らずんばあらざるなり。維新以後、俄に歐米の文明に摹仿し、教育の方法も、其の規則を用ひ、學科も、精密に、生徒も、夥多になり、全國の面目を一變し、近年に至り、法律なり、理學なり、經濟なり、工藝なり、博識多藝の人は、維新前に比すれば、百倍せりといへども、外面の粧飾にて、才思技能の働きに長じ、我邦の精神魂性乏しく、道德義勇の根柢薄く、國家柱石の材を養成せんと欲するも、復た得べからず。凡そ教育は、本國人を養成するを、主とす。日本國にては、日本人の魂性を養成するを、主眼とせざれば、教育は無きに若かず。既戸

皇子の慧聰、佛を信じ、吉備眞備の博學鴻儒と稱するも、我國の忠孝節義の大徳に缺く所あれば、取るに足らざるのみならず、却て國教を害するなり。今、専ら歐米流の教育に因て、成立したる生徒の結果を豫想するに、安んぞ昔時の厩戸吉備の流亞たらざるなからんや。太平には、徳を崇うし、行を正くして、風俗を教化するの實なく、國家緩急ある日には、義に仗り、節に死するの操守なし。日本國を擧て、將に歐米の粉飾人たらしめんとす。是れ皆な教育の本末を誤るに因依するなり。速に其の本に反り、祖宗の謨訓を闡明し、世々の令典を繼述し、國體風俗に準由して、日本人の魂性を養成するの教育を、施設せざるべからざるなり。然らば則ち、此の孔子の教、首として之を資らざるべからず。臣故に特に詳論して、聖聰を煩はし奉る也。

第七 論語子夏曰賢々章

明倫修身の要

臣謹て講ず。此の章は、明倫修身の學を論ずる誠に切にして、前章孔子の言に合せて、互に相發明す。子夏は孔子の門人にて、曾子、有子に次ぎ、文學の科にありて、十哲中の一人なり。其の言に曰く、『賢、賢易色。事父母能竭其力。事君能致其身。與朋友交、言而有信。雖曰未學、吾必謂之學矣。』と、是れ身を修め、倫を明にするの大なるものにして、賢を賢とするを以て、一心を立つるの本とするなり。

賢易色の實義

蓋し人性の善なる、必ず善を善とし、惡を惡とす。故に、人の賢なるを見ては、其の賢を賢とし、尊び、好み、慕ふの心を起さざることなし。然れども、尋常八分に止まりて、眞實十分ならざる故に、

之を己れの身に體して、學習するの實なく、賢を尊び、善を好むの心ありといへども、遂に半途に畫して、進みて聖賢の地位に到ること能はず、是れ其の賢者ならんことを好むの心、誠ならざるに因てなり。故に聖賢を學ばんと欲せば、先づ其の心を誠にするを要す。心を誠にするは、其の聖賢ならんと欲するの心を以て、好色を好むの心に易へば、則ち眞實懇到、其の極を用ゐざる所なし。子夏、賢を賢とするに誠を以てすと、言はずして、色に易へよと云ふ、其の意、最も切實、人をして自ら其の本心に了悟せしむるに多辯を費さざるなり。後世の訓詁考證の學、哲學、理學にて分析究索せば、精細を窮むべしといへども、皆實地の工夫、本心の了悟なし。聖門の學は、躬行心得に在り。故に賢を好まば、直接に其の色を好むの心に易へよといふ、通常人をして、

賢を賢とし
る人に易へた
る人々々

之を聽かしむるも、其の眞實懇切なるの意を、心知了悟せざるはなし。孔子も常に『吾未見好學如好色者』と云ひ、大學にも、意を誠にするは『如好色、如惡惡臭』と云へり。實行實知の學問は、皆此の如く、一言して人の腦裡を感覺するなり。特に子夏の此の一言は、人をして頓に警醒せしむべく、人能く賢を好んで、色に易へば、本領先づ定まり、誠心の到る處、何事かなすべからざらん。成湯は、學んで聖王となりたる人なるが故に、其の初學の時は、『不邇聲色、不殖貨利』とありて、全く聖人を好んで、聲色を好むの心に易へられたるなり。諸葛孔明は、醜婦を擇びて妻とせり。其の志、専ら王佐に在るを以て、好色を以て、其の心を移さざるなり。本朝の正行は、辨内侍を賜はりしを、歌を獻じて辭し奉りたるは、其の心、興復の大義に在りて、婦人に

及ぶに暇あらざるなり。近世の上杉治憲は、本妻の外媵妾なく、
 閨門の内より、一藩の政事に及び、皆誠の一心より、涵養し成し
 て、民を愛するの心、主となりて、婦女を愛するの心に易へたる
 なり。此れ皆賢、賢、易、色、の實證にて、此の誠心より爲し出し來る
 故に、其の事業、皆公明正大、日月と光を争ふなり。

其の倫理行實に於ては、父母に事ふるの孝、君に事ふるの忠に
 して、孝の道は力を竭すにありて、忠の道は、身を致すを主眼と
 す。蓋し父子は、一體分身にして、相離るべからず、唯、其の力の盡
 さざるを惜しむのみ。凡そ身體髮膚、敢て毀傷せざるより、父母
 の心を心とし、身を立て、道を行ひ、其の志を養ひ、其の口腹身體
 を養ひ、其の家を保ち、葬祭繼述等に至るまで、前後終始、毫髮も
 吾が力の餘りなからん事を欲するに至りて、之れを其の力を

て父母に事へ
 事能く其力へ
 事能く其力へ

盡くすと云ふなり。舜の瞽叟に事るが如き、歷山に耕し、河濱に
 陶し、雷澤に漁せしも、皆其の父母に獲られん爲めに、其の意を
 悉くし、力を盡くしたり。平重盛の、清盛に事ふるも、心を盡し、力
 を竭し、到らざる所なく、兵諫まで致したるは、其の極に至りし
 なり。猶も足らざる故、神に祈りて、己れの誠の至らざるを訴へ
 たり。宛かも、舜の旻天に號泣すると一般の心事にして、但、瞽叟
 は、豫びを底して、清盛は、未だ改たむるに及ばずして、重盛早く
 死したるは、天命なり。其の心事行爲に於ては、同一の至孝なり。
 重盛死を祈ると云ふは、素より俗説、辯ずるに及ばず。人力を竭
 し盡したる以上は、天を籲び、神に訴ふは、至情のやむべからざ
 るに出で、是皆至誠の人にあらずしては、通曉し難き心の感
 動にして、學問の極功なり。故に、舜と重盛との、至孝を得んと欲

君に事へて
能く其身を
致す可き事

せば、此れ其の力を竭すより、勉行すべきなり。君に事ふるには、其の身を致すと言ふは、人臣第一の要義なり。朱註に『委致其身、謂不有其身』とあるは、最も能く説明せり。蓋し君臣の間、恩信相結合すと雖、父子の相離れざるが如くなるに能はざるは、亦已むべからざる義ありて存す。故に、茲に於て、一層の誠心を加へて、情義の契合あらんことを欲す。凡そ人臣の君に事ふる、先づ吾が身は、君の物と委ね致して、吾が所有物にあらずと、徹頭徹尾、念頭に決定するを、人臣、君に事ふるの本領とす。君に事ふる道は、聖賢の千言萬語、一々軌範となすべしと雖、致其身の一言の如き、的切緊要なる訓は、これなく、特に本朝君臣の道に切當して、毫髪も差違なし。人臣たるもの致其身の本領定まりて、而して後に、巨細の節目、動作進退も、一々其の

能く其身を
致せし人々

よろしきを得べく、若し此本領定まりなくしては、一部の功、一時の忠ありと雖も、未だ以て忠臣といふべからざるなり。宋の岳飛が、金の軍を破りて、其の功、已に成らんとするに臨み、秦檜之を嫉み、讒を構へて、一日に十二牌の勅書を以て、班師の命を傳へたるに、岳飛若し『將在于軍、君命有所不受』の權道に據り、師を進めて賊を討たば、必成の功、目前にあり。然るに、唯々君命の重きを奉じて、師を班し、遂に檜が爲め獄に枉死するをも甘んぜしは、實に純忠にして、君に事へて、其の身を致せしなり。新田義貞が、後醍醐帝を奉じて、叡山に據守し、専ら攻守の策をなせしに、帝は尊氏の詐欺を受け給ひて、其の陣に行幸あるをも知らず、發輦に臨みて、俄に皇太子を託せられて、北越に赴かしめ給ふに、義貞謹みて命を奉じ、帝と生別の悲みをも厭

はず、從容として北越に行き、一念の怨むなきは、眞に致其身の誠心ありし故を以てなり。顔眞卿の蔡に移されて、李希烈が爲めに殺さるゝをも甘んじ、文天祥の燕に囚はれ、南向再拜、從容死につき、楠正成の守戰の策を献じて行はれず、一子正行を遺して、湊川に死を致せしは、事君致其身の道理、滿腔に爛熟したればなり。武家に至ても、畠山重忠の頼朝に事ふる、佐藤嗣信の義經に事ふる、加藤清正の秀吉に事ふる、鳥居元忠の家康に事ふる如き、皆其身を己れの身と思はざる、眞實無妄の一心に於ては、青天白日、婦女兒童も、之を聞くもの感激涙を流さざるは、なく、實に人臣の龜鑑として、此章の證徴となすべきなり。若し、吾身を君の物と思はず、毫も吾身と思ふの一念残りたる時は、事變に臨み、潔き處置は、爲し得ざるのみならず、平常に於

吾身を吾身
と思はぬが
肝腎

ても、君に不足を懷くやうの意念を起すものなり。細川藤孝は『身の爲めに君を思ふは口惜しや君の爲めにと身をば思はで』といへる歌に、自ら註釋を書して、常に戒訓となしたりとて、今なほ其の書残りたるなり。古人の學問、實地に心を用ゐたるの厚き、感ずるに堪へたり。忠孝は、人間の第一義、此心なきは、人にあらざれば、人皆研磨講究するは、云ふを待たずといへども、其の要領を得て、入處を知るにあらざれば、學文と心術と、一枚なるの味を知らず。特に忠の道は、天下の大義、其の眞髓を得難き故、淺見綱齋の『靖献遺言』など、只管大義の眞髓を示したるなれば、致其身の教へとして見るべく、當世、學科盛に開け、政事家、法律家、理學者、化學者等輩出し、遺言の書は、見る者も稀になり、隨ひて此書に載せる如きの、忠臣を求めんとするも、百の一に